第１回　袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会　会議録要旨

１　開催日時　　令和２年３月

２　開催場所　　書面会議にて実施

３　議　題
（１）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）の進行管理について
（２）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和元年度の進捗状況について

４　議　事（意見及び担当課からの回答）

議題（１）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）の進行管理について

岡田委員
　２８ページの地域まちづくり協議会の設立支援では、２０１９年度に１地区の設立が目標となっているが、具体的な設立の動きが見えにくいように思います。台風等の対策で困難はあったとは思いますが、今後も検討と推進をお願いします。（３７ページの№５１、５２）

担当課回答
　地域まちづくり協議会につきましては、自治会をはじめとした地域の様々な活動団体との連携・協力が重要であることから、設立の支援にあたっては、理解や協力を得られるよう取組んでまいります。【市民活動支援課】

卯月委員
　資料は、全体的によくまとまっており見やすくなっています。３２ページまでは、工程が周知・実施となっているものが多いです。これらの事項が市民に浸透し参加を促進できるように周知方法を工夫していく事が必要であるため、定期的に評価・再検討に取組みたいところです。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

感王寺委員
　４ページに「協働のまちづくり推進」とありますが、現状、大竹地区の民生員が選出されませんでした。３４世帯の部落です。高齢化が進み、現実経済的理由で出来ないと断られたと区長の話し。これが現実です。民生員７５歳という区切りもあります。昨年９月のように台風が２度もあった現実をみると、これからの地域コミュニティのあり方が心配です。

担当課回答
　地区によっては高齢化や人口減少に伴い、民生委員・児童委員に限らず役職の選出にご苦労されているという声を伺っております。
　引き続き民生委員・児童委員が未選出の地区にお願いしてまいりますが、高齢化や人口減少に対応した今後のコミュニティのあり方を含めた検討も必要であると考えております。【地域福祉課】

二宮委員
　協働のまちづくりの取組み事業一覧にまとめたことで見える化が果たせてきていると考えます。
　メリハリが大切だと思います。全体での進捗を管理すると負担感が重くのしかかるので、今年度は、この項目を重点に力を注ぎ、その他はサラリと流す等の工夫がポイントだと考えます。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

三好委員
　３５ページの№１８、２０、２１、４２など登録者数が指標となっているが、これに併せて、活動の状況が分かるよう、特に図書館ボランティアでは、おはなし会の開催回数などが指標としてあると良かったと思う。学童や、子どもるーぷの、おやこ文庫でも定期的におはなし会を開催していただいているが、皆さんとても熱心に研鑽を積んでいると感じます。市民としても、どのくらいの回数を実施しているのか気になるところです。

担当課回答
　図書館ボランティアは、各事業で必要とするボランティアの人数を確保しながら、知識や経験を生かして活動してもらうことを目標としています。今後は事業の実施回数よりも、必要とするボランティアの人員を確保しつつ、ボランティア対象の講座等を開催するなど、個々のボランティアのスキルの向上によりおはなし会など読

書普及事業の質の向上を目指したいという考えから、事業の実施回数ではなくボランティアの登録者数を指標としています。【中央図書館】
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

小泉委員
　地域コミュニティが何を指しているのかがはっきり分からないので、どうしても何をしたいのかが分からない。今までの市の活動を協働の立場で見直しただけで、特に新たなものは少ない。悪く言えば、こじつけのようにも感じられる。その中で、まちづくり協議会だけは特別で、他の組織との関連で、この設置には多くの課題がある。自治会や青少年や地域会議などとの関係をどうするか、昨年度の話し合いでも中途で終わっていたように思う。スクラップ＆ビルドをよく考えて実行するならしてもらいたい。

担当課回答
　地域まちづくり協議会につきましては、自治会をはじめとした地域の様々な活動団体との連携・協力が重要であることから、設立の支援にあたっては、理解や協力を得られるよう取組んでまいります。【市民活動支援課】

鎌田委員長
　各指標の僅かな増減（アウトプット）だけに振り回されることなく、協働を促進するためのアウトカムは何かを常に意識して進行管理に努めていただきたい。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

青木委員
　４０ページからの第３部進行管理の考え方について、「成果指標の見直しと再設定に関する記述を入れてはどうか。」
※マネージメントの視点から、成果指標の設定についてもPDCAで改善できるようにしてはどうか。
※近年の台風や新型インフルエンザ等の被害など予期せぬ事態によって、事業の進捗にも影響が出てくることが、今後も十分予想されるため。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

議題（２）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和元年度の進捗状況について

岡田委員
　２８ページの地域まちづくり協議会の設立支援では、２０１９年度に１地区の設立が目標となっているが、具体的な設立の動きが見えにくいように思います。台風等の対策で困難はあったとは思いますが、今後も検討と推進をお願いします。（３７ページの№５１、５２）

担当課回答
　地域まちづくり協議会につきましては、自治会をはじめとした地域の様々な活動団体との連携・協力が重要であることから、設立の支援にあたっては、理解や協力を得られるよう取組んでまいります。【市民活動支援課】

卯月委員
　達成目標の設定にバラつきを感じました。議題（１）資料の４１ページに基づき、達成状況を評価していると思うが、実績値に対する評価の内容を見ると講座の開催などの事業は回数や進行状況ではなく、参加者の反応を汲んで達成かどうかの評価をすることが望ましいのではないかと感じました。今後、総合評価で判断するものなのか。分かりにくい協働のまちづくりについては、広報に掲載されていても、市民の関心が向くまでは時間がかかると思います。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

湯浅委員
　№６３道路アダプトプログラムについて、実績値８件は多くて驚きです。場所は、県有地、市有地、赤道、青道など様々であると思いますが、具体的に知りたいです。安全確保のため、市職員の同行などはあるのでしょうか。
　№３１地域活性化事業の補助金について、補助金が４０万円／地区・年ですが、人口的バランスを考慮した方が良いと思いますが、協議会になった場合、同程度以上でるのでしょうか。

担当課回答
　袖ケ浦市道路アダプトプログラムは市の管理する道路（市道、赤道及び青道）の

美化活動（清掃）等の支援事業であり、市の管理する道路以外（国道及び県道）は対象としておりません。また、安全確保に関しましては、参加団体登録時に参加者を対象としたボランティア活動保険への加入をご案内しております。【土木管理課】

№３１地域活性化事業の補助金についてですが、まちづくり協議会の設立後には、様々な活動費として８５万円の補助を行ってまいります。また、同協議会につきましては、地域の実情に応じ概ね小中学校区をめどに設立を考えております。【市民活動支援課】

感王寺委員

№２市民と市長のふれあいトークについて、目標値９、実績値４とありました。市長が、市民の元へ出向き、語れる場所を増やすと言うのは、いかがでしょうか。各公民館、市役所に人を集める方法ではなく、４年間の間に、ぜひ実現していただきたいです。小さな意見の積み重ねが市民を守る事に繋がるのではないでしょうか。

担当課回答

ご意見にあります目標値９、実績値４につきましては周知回数であり、令和元年度は、災害対応及び新市長就任に伴う制度見直しのため周知を控えたことから目標値に至らなかったものです。また、開催場所については、原則として参加者の希望に合わせており、自治会館等や学校等へ出向いております。今後も、市民の方々が気軽に参加できる制度の運用を行いながら、多くの方との意見交換を行ってまいります。【秘書広報課】

二宮委員

№５１地域まちづくり協議会の設立支援について、昨年の台風１５号１９号の関係で未達は仕方が無いが、まちづくり協議会の１号設立で、これからの活動のヒナ型が見えてくると考えます。（自治会のあり方、仕事が増える屋上屋でない具体策等のポイントが見えてくると思います。欲張らずに一つでも良いから具体策を実行することで「地域でのまちづくりとは、こういう事かという実感」が大切だと考えます。

担当課回答

地域まちづくり協議会につきましては、自治会をはじめとした地域の様々な活動団体との連携・協力が重要であることから、設立の支援にあたっては、理解や協力を得られるよう取組んでまいります。【市民活動支援課】

西田委員

市民参加の未達成の事項がいくつかありますが、今後の平岡地区では高齢化と共に新住民が増えないもどかしさと、団塊の世代が亡くなる５年後１０年後には確実

に世帯数が半減し、空家と独居高齢者だけでどのように社会の協働を実現できるか心許無い思いがしています。

担当課回答
　高齢化が進む中、高齢者支援課が進めています生活支援体制整備事業と連携を図りながら、協働のまちづくりに取組んでまいります。【市民活動支援課】

三好委員
　全体を通じ、昨年の台風の影響に加え、新型コロナウイルスの件で、どの事業も相当の影響が予想されます。自治体をはじめ、地域の自治会や市民団体などにも「どうしたら良いのか、何ができるのか」困惑していると思われます。自然災害と同様、予想不能なことですが、総合評価では、「～のため達成できなかった。」に終わらず、次につながる改善点、新たな取組みなど期待します。

担当課回答
　いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

小泉委員
　№６７水と緑の里整備事業について、椎の森の保全は台風で被害を受けたが、里山会の人達の努力でそれなりに復旧が進んでいる。しかし、自然の森はまだ沢山あり、台風で被害を受け、そのままになっているところもあり、残念である。他の里山でも活動が始められるのが望ましいし、市でも働きかけていって欲しい。
　№５１地域まちづくり協議会の設置支援について、自治会役員との座談会の実施だったらしいが、他の組織との関係をどうするのかについて、方針が決まっていての理解を求めるものだったのか。また、他の地域の組織への働きかけはどうだったかを知りたい。台風で中途だったようだが、ここそがこの事業の中心なので、はっきりとした活動がされなければばらないと考える。

担当課回答
　№６７水と緑の里整備事業は、市が所有する椎の森自然環境保全緑地について、市民が自由に散策し、自然とふれあえる場を、ボランティアとの協働により作り上げるものであり、台風の被害ではボランティアと市がそれぞれの役割により、散策に支障のある倒木等を除去し、散策道を復旧しています。自然の森については、山林の所有者が復旧を行うべきですが、私有地であっても、所有者と実施団体の合意を前提として、復旧と併せて市民が自然とふれあえる場とすることや、希少生物の保護など、協働にふさわしいテーマのもとで取り組む団体がありましたら、市として支援してまいりたいと考えております。【環境管理課】

地域まちづくり協議会につきましては、自治会をはじめとした地域の様々な活動団体との連携・協力が重要であることから、設立の支援にあたっては、理解や協力を得られるよう取組んでまいります。【市民活動支援課】

森岡委員

№１５災害コーディネーター養成講座における実施状況「中止」について、自然災害等で、中止となったものに関しては、仕方がないことです。この災害の経験を活かす意味でも、今後の養成講座の実施は必要と考えます。協働のまちづくりの理念にも深く関われる活動のひとつでもあり、次年度からも引き続き広く浸透していく活動だと思います。（台風関連で、「遅延あり」と「中止」に該当する他の事業計画も含みます。）

担当課回答

災害対策コーディネーター養成講座については、ご意見いただきましたとおり、地域の防災力向上のために非常に重要な役割を果たしていることから、今後も継続的に実施していく必要があると認識してます。【危機管理課】

いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

鎌田委員長

実行計画推進のために、庁内各部署の連携を一層促進し、庁内の協働意識を醸成していただきたい。

地域コミュニティへの意識啓発にあたって、若い世代・子育て世代に向けた働きかけを行うことが重要で、その為には学校（ＰＴＡ）やなど教育委員会と連携した取組みが有効ではないか。

市民が、まちづくり協議会についての理解（必要性）ができているか。

協働事業の応募数を増やすため、ＰＲ等に一層努めていただきたい。

担当課回答

いただいたご意見を基に、今後の取組推進にあたり、参考とさせていただきます。【市民活動支援課】

令和元年度第１回 袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会
（書面会議）

次　第

１　議題

（１）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）の進行管理について

袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画を推進するにあたり、「袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の概要及び進行管理の考え方（案）」を作成しましたので、その内容についてご確認願います。

●『議題（１）資料』につきましては、１ページから３９ページまでが、推進計画の概要（推進計画の抜粋）及び、実施計画における取組事業と達成目標一覧を記載しています。

そして、４０ページから４２ページにおきまして、進行管理の考え方を記載しています。

※令和２年度以降は、年度毎に進捗状況の中間報告と取組結果（評価結果）について、袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会に説明を行っていく予定です。

（２）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）における令和元年度の進捗状況について

袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）に係る令和元年度の取組事業における令和２年１月末時点の進捗状況を取りまとめましたので、その内容についてご確認願います。

●『議題（２）資料』につきましては、実施計画における取組事業の実施内容や達成目標に対する達成状況等を記載しています。

※実施内容及び達成状況については、令和２年１月末時点における見込値となっております。

※右端の「総合評価」の欄につきましては、令和元年度終了後に評価を実施するため、現時点においては、空欄となっております。

議題（１）資料

議題（１）袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）の進行管理について

袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画の概要及び進行管理の考え方（案）

(2019 年度～2023 年度)

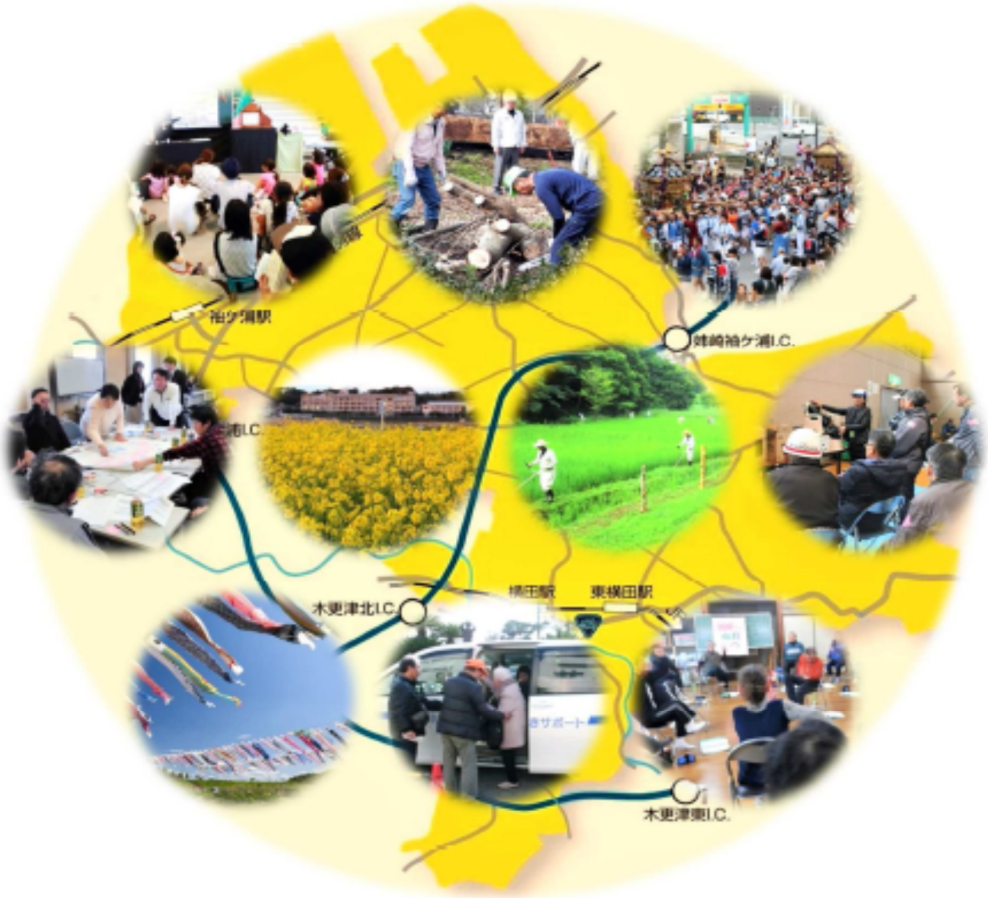

平成３１年３月

袖 ケ 浦 市

目　　次

第１部　協働のまちづくり推進計画 1
第１章　計画策定にあたって 2
　１　計画策定の趣旨 2
　２　計画の位置づけ 3
　３　計画の期間 3
　４　計画の構成 3
第２章　協働のまちづくり 4
　１　協働のまちづくり 4
　２　各主体の役割 6
第３章　計画の推進方針 7
　１　基本的な方針 7
　２　目指すまちづくり（条例第１条） 7
　３　計画の基本理念（条例第３条） 7
第４章　計画の推進項目と体系 8
　１　推進項目 8
　２　計画の体系 8
　３　施策の方向性 9
第５章　計画の推進体制 12
　１　推進体制 12
　２　進行管理 13
　３　成果指標の設定 13
第２部　実行計画 14
１　実行計画における取組み一覧 15
２　協働のまちづくりを推進する取組み 18
　基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します 18
　基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します 25
　基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します 30
　推進体制　協働のまちづくりを推進する体制を整備します 34
　資料　袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例 38
第３部　進行管理の考え方 40
１　進行管理方法 41
２　評価結果等の報告 42

第１部　協働のまちづくり推進計画

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、地域コミュニティの活性化と市民との協働の推進を図るため、「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」（以下「条例」といいます。）を 2017 年（平成 29 年）10 月 1 日に施行しました。

近年では、少子高齢化が急速に進行するとともに、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い個人志向が高まり、地域における人と人とのつながりが希薄になるなど、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。

このような中、地域においては、地域活性化の取組みをはじめ、高齢者の生活支援や子育て支援、青少年の健全育成、自主防災・自主防犯活動、生活環境の向上など地域コミュニティによる様々な活動が行われていますが、共通する課題として地域活動の担い手不足や後継者の不足があげられています。

また、市では、こうした地域活動に対する支援や地域コミュニティとの協働による事業を実施しているところですが、市民ニーズや地域課題が複雑化・多様化していることから、市の施策や取組みだけで解決することは難しい状況になっており、協働のまちづくりを一層推進していくことが必要となります。

この協働のまちづくりについて、条例では、市民自らが参加し、住みやすいまちづくりを進めていくための基本的な在り方として、次の事項を定めています。

(1) 協働のまちづくりの基本理念
(2) 市民と地域コミュニティの役割、市の責務
(3) 協働のまちづくりを推進するための仕組み

本計画は、条例に規定した協働のまちづくりを推進するための仕組みを具現化し、協働によるまちづくりを着実に進めていくために策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、条例第 16 条第１項に規定する「協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画」です。

また、本計画は袖ケ浦市総合計画、その他関連計画との整合性を図っており、市の各施策分野において協働を推進するにあたり基本的な計画として位置づけします。

≪参考≫ 条例第 16 条（抜粋）

（協働のまちづくり推進計画）
第 16 条　市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画を策定するものとする。

３　計画の期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの５年間とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

４　計画の構成

本計画は、推進計画及び実行計画により構成します。

（１）推進計画

条例に基づく協働のまちづくりを具体化するため、協働のまちづくりの推進方針、推進項目、施策の方向性、推進体制等の基本的な事項について定めます。

（２）実行計画

推進計画で示した施策の方向性に基づき、５年間で実施する具体的な取組みと、その実施工程について定めます。

≪計画の関係図≫

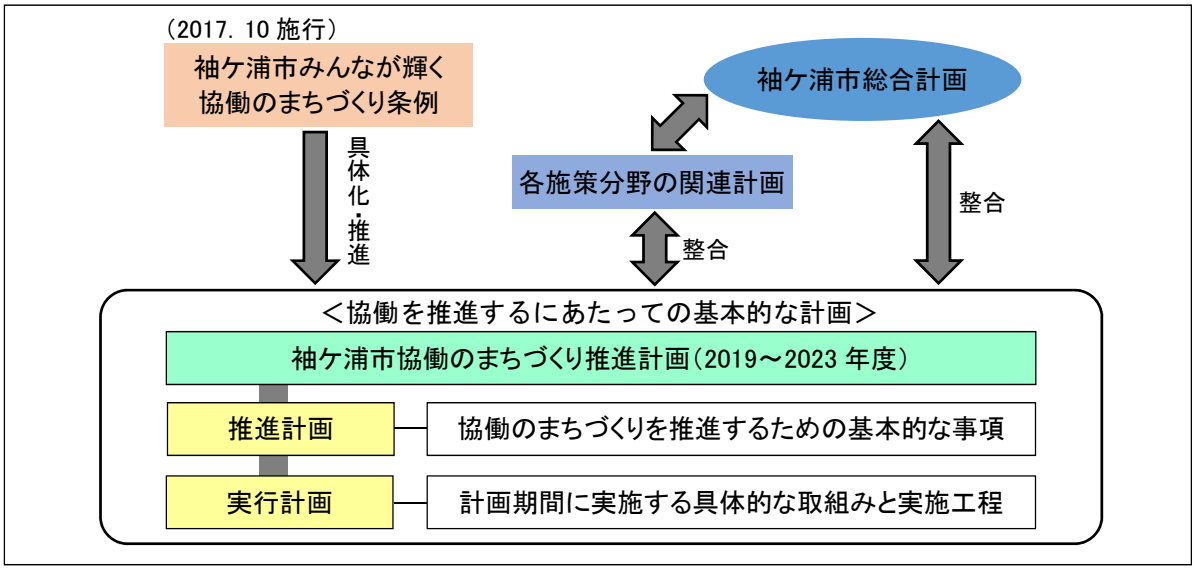

第２章　協働のまちづくり

１　協働のまちづくり

（１）協働のまちづくりの推進

地域コミュニティと市は、地域における課題を解決することを目的として、それぞれが様々な活動を行っています。

協働のまちづくりは、地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚した上で、お互いの自主性と主体性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めていくものです。

この協働のまちづくりの推進にあたり、条例（第３条）では、①「市民の地域コミュニティへの参加の促進」、②「地域コミュニティの連携の促進」、③「地域コミュニティと市の協働の推進」を基本理念に掲げています。

≪協働のまちづくりの推進イメージ≫

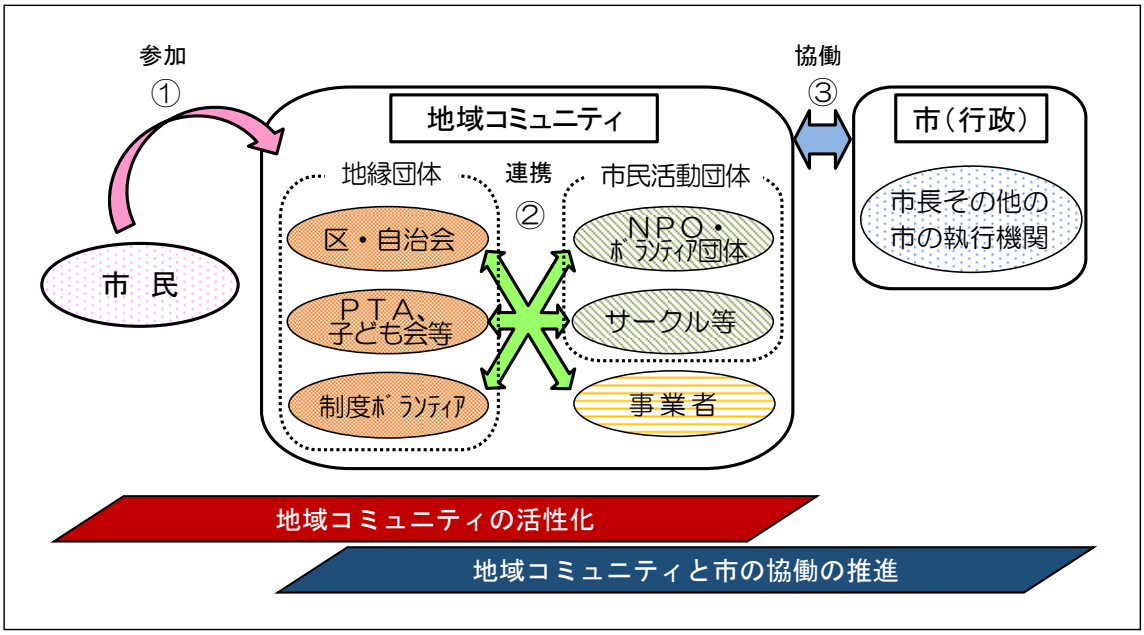

（２）協働の領域と形態

まちづくりには、地域コミュニティによる活動と、市が施策に基づいて行う活動があり、次図のように５つの活動領域に大きく分類することができます。

その中には公共性が高く、地域コミュニティと市の活動目的や対象が重なり合う領域があり、協働により進めていくことが効果的な領域といえます。

また、協働には多様な形態があるため、活動目的や事業に合わせて選択し、又は組み合わせて実施していくことが必要になります。

≪協働の領域と形態のイメージ≫

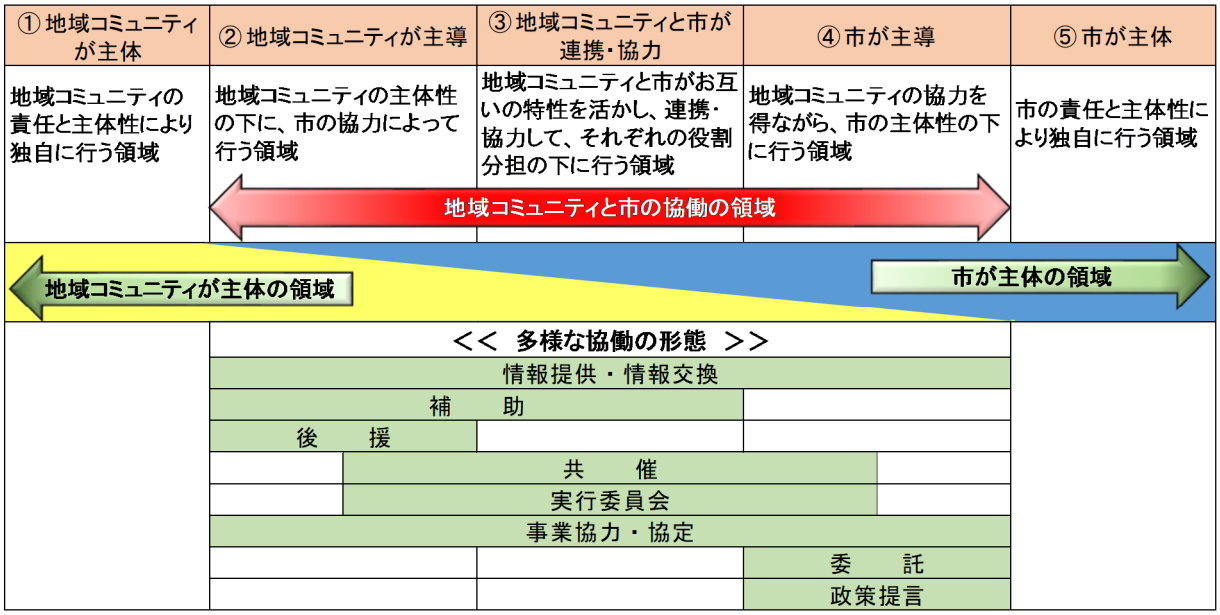

≪協働の形態の解説≫

- **情報提供・情報交換** … 地域コミュニティと市が互いに持っている情報を提供・交換することで、情報の共有化と相互理解を促進します。
- **補助** … 地域コミュニティが主体となって行う事業に対し、市が公益上の必要性を認める場合に、補助金・交付金等の資金面での支援を行います。
- **後援** … 地域コミュニティが実施する事業（講演会・イベント等）に対し、市がその趣旨に賛同して名義後援をするなど資金面以外の支援を行うもので、社会的信用が高まり、市民の理解や参加の促進につながります。
- **共催** … 地域コミュニティと市のそれぞれが主催者となり、協働で事業の企画、運営等を行います。
- **実行委員会** … 複数の地域コミュニティと市で実行委員会を組織して、実行委員会が主催者となり事業を行います。
- **事業協力・協定** … 共催や実行委員会以外の形態で、地域コミュニティと市がそれぞれの特性を活かし、一定期間継続的に協力して事業を行います。
- **委託** … 市の責任において行うべき事業の中で、地域コミュニティの特性を活かすことで、より効果的・効率的でニーズにあったサービスを提供できるものを委託します。（指定管理者制度、ＮＰＯへの業務委託等）
- **政策提言** … 市が政策立案や事業企画を行う際に、市民や地域コミュニティからの提言や意見などを取り入れます。（パブリックコメント手続、審議会等への参加、ワークショップ、市民の声制度等）

２　各主体の役割

協働のまちづくりを推進するにあたって、条例では各主体が担う役割を次のように示しています。

（１）市民の役割（第４条）

- 地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加して、まちづくりに関わるように努めます。
- 自らがまちづくりの担い手であることを認識して、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めます。

（２）地域コミュニティの役割

①　地縁団体の役割（第５条）

- 地域における情報を収集して、課題を把握するとともに、地域の他の団体や事業者と連携し、又は市と協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。
- 地域における住民相互の交流や連携を促進するように努めます。

②　市民活動団体の役割（第６条）

- 活動分野における知識、専門性等を活かして、地域の他の団体や事業者と連携し、又は市と協働してまちづくりに取り組みます。
- 市民に対して、活動に参加する機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるように努めます。

③　事業者の役割（第７条）

- 地域社会との連携を深めるとともに、自らの事業活動の特性、専門性等を活かして、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努めます。

（３）市の役割（第８条）

- まちづくりに関する基本的な構想や計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進します。
- 地域における情報を収集し、地域コミュニティを活性化させる施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援します。
- 協働のまちづくりを円滑に推進する環境整備に努めるとともに、協働にあたっては、地域コミュニティと適切に役割と責任を分担して行うものとします。
- 市職員の協働のまちづくりに関する理解を促進し、知識や技能の習得を図ります。

第３章　計画の推進方針

１　基本的な方針

条例の目指している「まちづくり」を実現するため、条例に定める基本理念や協働のまちづくりを推進する仕組みを具体化し、協働のまちづくりを計画的に推進します。

２　目指すまちづくり（条例第１条）

『地域コミュニティの活性化と協働の推進を図り、
活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち』
を目指します。

３　計画の基本理念（条例第３条）

（１）市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

協働によるまちづくりを推進するには、地域コミュニティの活性化が重要であり、そのためには、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が基本になります。

このため、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

（２）地域コミュニティの活動と連携を促進します。

少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化などにより、市民ニーズは複雑化・多様化しています。一方で、地域コミュニティの活力は、担い手不足などにより低下する傾向にあります。地域コミュニティのそれぞれの団体は、地域の課題を解決するために様々な活動を行っていますが、個々の団体だけでは対応できる範囲が限られてきます。

このため、地域コミュニティの多様な団体が、それぞれができることを持ち寄り連携して取り組むことで、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていきます。

（３）地域コミュニティと市の協働を推進します。

市民ニーズが複雑化・多様化していることに伴い、地域コミュニティだけ、あるいは市だけでは解決することが難しい地域の課題が増加しています。こうした地域の課題を解決するには、協働を一層推進していくことが必要になります。

協働にあたっては、地域コミュニティと市が互いの特性や立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働によるまちづくりを進めていきます。

第４章　計画の推進項目と体系

１　推進項目

本計画の基本理念、条例に定める協働のまちづくりを推進する仕組み、本市における現状や課題等を踏まえ、次のとおり７つの推進項目を設定して推進します。

また、各推進項目に施策の方向性を設けることで、体系的に取組みを進めていきます。

（１）情報共有の促進（条例第９条）
（２）市政への市民参画の促進（条例第 10 条）
（３）地域コミュニティの担い手づくり（条例第 11 条）
（４）地域コミュニティの拠点づくり（条例第 12 条）
（５）地域コミュニティ活動への支援（条例第 13 条）
（６）地域まちづくり協議会の設立と支援（条例第 15 条）
（７）協働による事業の推進（条例第 14 条）

２　計画の体系

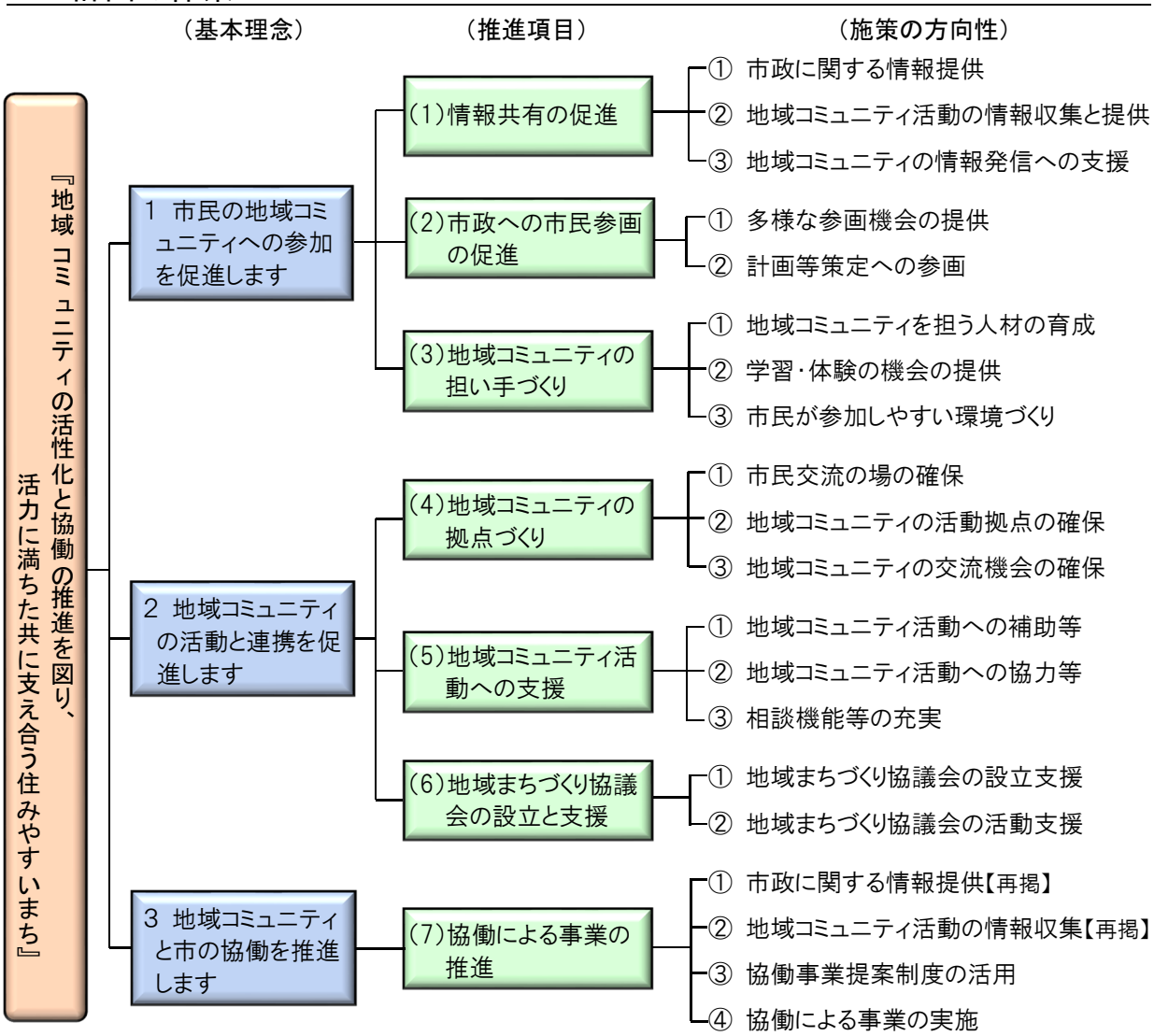

３　施策の方向性

基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

（１）情報共有の促進（条例第９条）

① 市政に関する情報提供

・市民の市政への参画を促進し、地域コミュニティと市の協働を推進する前提として、市の施策や取組み状況、課題などの情報を多様な手法・媒体により提供することで情報の共有を図ります。

② 地域コミュニティ活動の情報収集と提供

・市民の地域コミュニティへの参加と地域コミュニティ相互の連携を促進するため、地域コミュニティ活動に関する情報を収集し、その情報を市民と地域コミュニティに提供します。

・協働による事業を円滑に実施するため、市内で行われている地域コミュニティの活動等について情報の把握に努めます。

③ 地域コミュニティの情報発信への支援

・地域コミュニティの活動情報を分野別に集約して発信するなど、容易に検索・入手できるようにすることで、地域コミュニティによる情報発信を支援します。

（２）市政への市民参画の促進（条例第 10 条）

① 多様な参画機会の提供

・市民の自主的かつ主体的なまちづくりへの参加を促進し、地域コミュニティとの協働を円滑に推進していくため、市の施策等を推進するにあたり多様な参画の機会を設けるように努めます。

② 計画等策定への参画

・まちづくりに関する基本的な構想や計画の策定にあたり、市民参画の機会を設けることで、市民の意見や地域の特性などを計画等に適切に反映させるものとします。

（３）地域コミュニティの担い手づくり（条例第 11 条）

① 地域コミュニティを担う人材の育成

・地域コミュニティの活動状況や地域が抱える課題について周知するなど、市民を対象に意識啓発を行うことで、地域コミュニティの担い手としての意識醸成を図ります。

・地域コミュニティの連携・協力と地域の主体的なまちづくりを促進するため、その牽引役となる人材の発掘と育成に取り組みます。また、地域コミュニティの担い手となる人材の育成を図ります。

② 学習・体験の機会の提供

・市民の地域コミュニティ活動への理解を促進し、参加のきっかけとするため、市民を対象にした学習や体験の機会づくりに取り組みます。

③ 市民が参加しやすい環境づくり

・協働のまちづくりについて分かりやすく解説するなど、市民が地域コミュニティに参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。
・地域コミュニティの活動中に負傷した際の補償制度など、市民が安心して活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します。

（４）地域コミュニティの拠点づくり（条例第 12 条）

① 市民交流の場の確保

・地域における人と人とのつながりを強くし、多様な地域コミュニティの交流や活動を促進するため、市民が自由に交流できる場所づくりに取り組みます。

② 地域コミュニティの活動拠点の確保

・地域コミュニティ活動の活性化を促進するため、自治会集会施設の建設・修繕に対する補助や公共施設の活用などにより、地域コミュニティが活動するための場所づくりに取り組みます。

③ 地域コミュニティの交流機会の確保

・地域コミュニティがお互いの活動情報などを交換し、連携・協力によるまちづくりを促進するため、多様な地域コミュニティが集まる場や機会づくりに取り組みます。

（５）地域コミュニティ活動への支援（条例第 13 条）

① 地域コミュニティ活動への補助等

・地域の活性化や課題解決の取組みを促進するため、地域コミュニティ活動に対して適切に補助を行うなどの支援を図ります。
・国や県、関係機関などの助成制度等についての情報収集と提供を行います。

② 地域コミュニティ活動への協力等

・地域の活性化や課題解決の取組みを促進するため、資器材の貸与や講師の派遣、広報紙への掲載などにより、地域コミュニティ活動に対する事業協力などを行います。

③ 相談機能等の充実

・市民や地域コミュニティからの相談等に対して、適切な助言や解決に向けた支援ができるように、相談体制やコーディネート機能の充実などを図ります。

（６）地域まちづくり協議会の設立と支援（条例第 15 条）

① 地域まちづくり協議会の設立支援

・地域住民や地縁団体、市民活動団体、事業者で構成する地域まちづくり協議会の設立により、地域コミュニティ相互の情報交換や連携・協力を促進し、複雑化・多様化する市民ニーズに対して効率的かつ効果的に地域のまちづくりを進めます。
・地域住民や地域コミュニティが地域まちづくり協議会を設立するにあたり、準備組織の結成や設立に要する費用などに対して支援することで、市内各地区における協議会の設立を促進します。

② 地域まちづくり協議会の活動支援

・地域まちづくり協議会に対して、活動場所の提供や事務的な補助、相談業務などの協力を行うことで、協議会の円滑な運営を支援します。

・地域まちづくり協議会が実施する事業に対して補助金を交付するなど、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりが進められるように支援します。

基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します。

（７）協働による事業の推進（条例第 14 条）

① 市政に関する情報提供【再掲】

・市民の市政への参画を促進し、地域コミュニティと市の協働を推進する前提として、市の施策や取組み状況、課題などの情報を多様な手法・媒体により提供することで情報の共有を図ります。

② 地域コミュニティ活動の情報収集【再掲】

・協働による事業を円滑に実施するため、市内で行われている地域コミュニティの活動等について情報の把握に努めます。

③ 協働事業提案制度の活用

・現在実施している協働事業提案制度について、制度の活性化を促進するため、周知広報の充実やより利用しやすい制度に向けて随時見直し・改善を図ります。

・地域コミュニティの特性などを活かし、地域の実情に合った事業を実施するため、テーマ設定型（市がテーマを設定して協働事業を募集）の積極的な活用を図ります。

④ 協働による事業の実施

・市の各施策分野における計画や実施事業の企画立案などにあたって、地域コミュニティとの協働の可能性を考慮するものとします。

・協働事業提案制度によるもののほか、地域コミュニティとの協働を推進する仕組みづくりに取り組みます。

第５章　計画の推進体制

１　推進体制

（１）市民参加による推進

①　協働のまちづくり推進委員会

市民参加の下で協働のまちづくりを推進していくため、協働のまちづくり推進委員会から幅広く意見等を求め、施策に反映していきます。

②　市民等の参加による推進

協働のまちづくりを推進するにあたり、市民と地域コミュニティの意識を醸成し、その意見等を取り入れながら進めるため、講演会・フォーラム等の開催や多様な市民参画の機会を設けていきます。

（２）市の推進体制

①　協働のまちづくり推進本部

市の施策分野を横断して協働のまちづくりを推進していくため、協働のまちづくり推進本部及び推進部会により、全庁的な体制の下で取組みを進めます。

②　市職員の育成

市職員の協働に関する理解を深め、必要な知識や技能を習得させることで、地域コミュニティとの協働による事業に積極的に取り組むことができる人材を育成します。

≪計画の推進体制≫

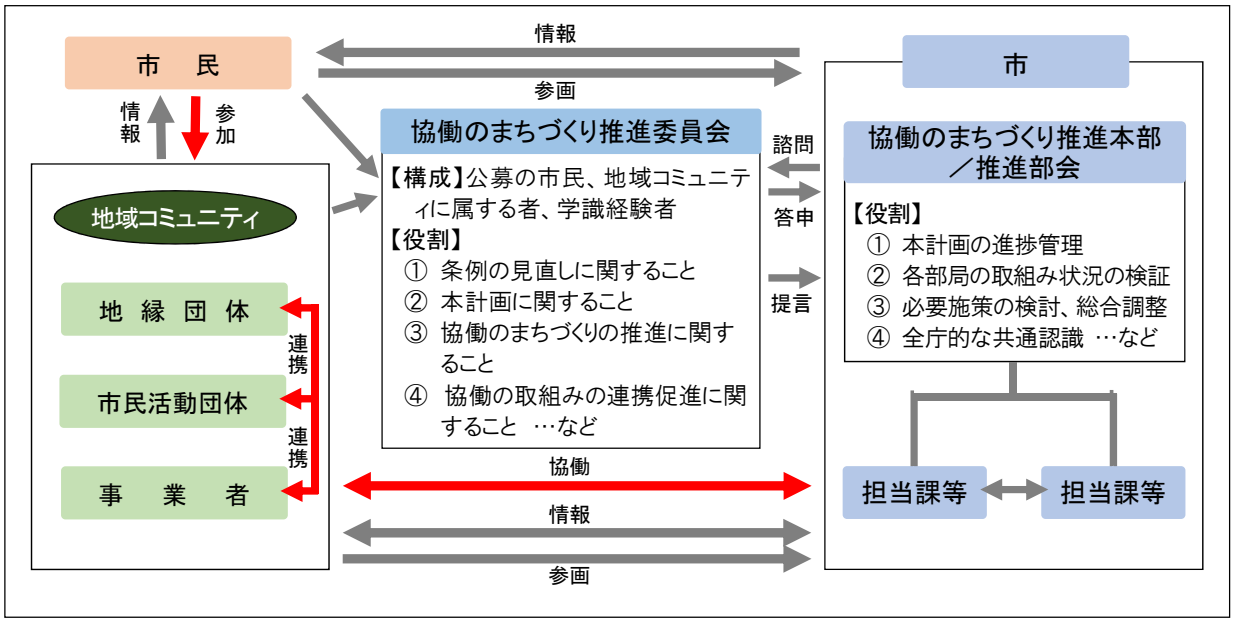

２　進行管理

本計画を着実に実行していくため、協働のまちづくり推進委員会及び協働のまちづくり推進本部により進行管理を行います。また、実行計画に登載された取組みに対して、定期的に進捗状況を検証し、必要により翌年度以降の取組みに反映させることで、改善や計画の見直しを図りながら進めていきます。

また、計画の進捗状況や評価の結果については公表するものとします。

３　成果指標の設定

本計画では、３つの基本理念に対して、成果指標と計画期間中に達成する目標値を設定します。この目標値の達成に向けて、実行計画で効果的な取組みを展開するとともに、計画全体の進行管理や評価にあたっての客観的な基準とします。

また、実行計画に登載する取組みについても可能な限り、５年間で目指す成果や活動の目標値を別途設定することで、それぞれの取組みの成果や達成度を客観的に把握し、検証できるようにします。

≪指標一覧≫

【基本理念１】市民の地域コミュニティへの参加を促進します。

指　標　名　称	現状値（年度）	目標値（年度）	備　　考
まちづくり活動に関心がある市民の割合	62.5% (2017)	70.0% (2023)	まちづくりアンケート調査
地域社会に貢献する団体等の活動に積極的に参加している市民の割合	53.9% (2017)	60.0% (2023)	まちづくりアンケート調査
まちづくり講座（ステップアップ講座）の修了者数	24 人 (2017)	115 人 (2023)	講座修了者の累計人数

【基本理念２】地域コミュニティの活動と連携を促進します。

指　標　名　称	現状値（年度）	目標値（年度）	備　　考
自治会への加入率	64.6% (2018)	65.0% (2023)	加入世帯数÷常住世帯数 （4 月 1 日現在）
地域まちづくり協議会の組織数	0 組織 (2017)	5 組織 (2023)	認定協議会(*)の組織数

（* **認定協議会**：概ね小学校又は中学校の学区を活動の区域とする協議会で、市長の認定を受けたもの。）

【基本理念３】地域コミュニティと市の協働を推進します。

指　標　名　称	現状値（年度）	目標値（年度）	備　　考
協働事業提案制度の提案件数	7 件 (2018)	10 件 (2023)	年間の提案件数
協働による事業の実施件数	117 事業 (2017)	140 事業 (2023)	市民活動支援課調査
協働の意義を説明できる職員の割合	50.1% (2018)	90.0% (2023)	市民活動支援課調査

第２部　実行計画

１　実行計画における取組み一覧

○　基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します！

推進項目	施策の方向性	No.	新規・拡充等	取組み名称	市担当課等
(1) 情報共有の促進					
	① 市政に関する情報提供				
		1		広報紙・ホームページ等の充実	秘書広報課／各部署
		2		市民と市長のふれあいトーク	秘書広報課
		3		わがまちのようすがわかる予算説明会	秘書広報課
		4		ガウラフォトクラブ	秘書広報課
		5		シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	秘書広報課
		6		事業者との協働による市政情報等の提供	各部署
	② 地域コミュニティ活動の情報収集と提供				
		7	●	協働のまちづくりの事例収集と提供	市民活動支援課
	③ 地域コミュニティの情報発信への支援				
		8	●	市民活動情報サイトの活性化	市民活動支援課
(2) 市政への市民参画の促進					
	① 多様な参画機会の提供				
		9		多様な参画機会の提供	各部署
	② 計画等策定への参画				
		10		パブリックコメント手続の活用	企画課／各部署
		11		審議会等への市民公募委員の促進	総務課／各部署
		12		審議会等への地域コミュニティの参加促進	各部署
(3) 地域コミュニティの担い手づくり					
	① 地域コミュニティを担う人材の育成				
		13		まちづくり講座（ステップアップ講座）	市民活動支援課
		14	●	人材活用の促進	市民活動支援課
		15		災害対策コーディネーター養成講座	危機管理課
		16		普通救命講習会（警防活動運営事業）	中央消防署
		17		はつらつシニアサポーターの養成・活動支援	高齢者支援課
		18		認知症サポーター養成講座	高齢者支援課
		19		認知症サポーターの自主的活動支援（ステップアップ講座）	高齢者支援課
		20		図書館ボランティアの養成と活動推進	中央図書館
		21		市民学芸員協働事業	郷土博物館
	② 学習・体験の機会の提供				
		22	●	各種講座等の連携促進	各部署
		23		職員出前講座	生涯学習課／各部署
		24	●	まちづくり講座（体験講座）	市民活動支援課
	③ 市民が参加しやすい環境づくり				
		25	●	協働のまちづくりへの理解促進	市民活動支援課
		26	●	市民総合賠償補償保険制度	総務課／市民活動支援課
		27	●	（仮称）協働のまちづくり表彰制度	市民活動支援課
		28		ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
		29		介護支援ボランティア事業（介護支援しあわせポイント）	高齢者支援課
		30		学校支援ボランティアの活用	学校教育課
		31		総合型地域スポーツクラブの活性化	体育振興課
		32		消防団協力事業所表示制度	消防本部総務課

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

○　基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します！

推進項目	施策の方向性	No.	新規・拡充等	取組み名称	市担当課等
(4) 地域コミュニティの拠点づくり					
	① 市民交流の場の確保				
		33	●	市民協働ゾーンの整備（庁舎整備事業）	資産管理課
		34		子育て交流拠点の提供	保育課
		35		袖ケ浦いきいき百歳体操の取組み拡大	高齢者支援課
	② 地域コミュニティの活動拠点の確保				
		36	●	区等集会施設の建設等への補助	市民活動支援課
	③ 地域コミュニティの交流機会の確保				
		37		地区座談会	市民活動支援課
		38	●	（仮称）市民活動交流会	市民活動支援課
(5) 地域コミュニティ活動への支援					
	① 地域コミュニティ活動への補助等				
		39		地域活性化推進事業への補助	市民活動支援課
		40		地域支え合い活動支援事業への補助	企画課
		41		介護予防活動団体への補助	高齢者支援課
		42		ボランティアセンター（社会福祉協議会）への補助	地域福祉課
		43		サロン実施（社会福祉協議会）への補助	地域福祉課
		44	●	各種助成制度の情報提供	市民活動支援課
	② 地域コミュニティ活動への協力等				
		45	●	自治会運営への支援	市民活動支援課
		46		地区住民会議への支援	市民会館・公民館
		47	●	生活支援体制整備事業	高齢者支援課
		48		自主防犯組織の結成と活動支援	市民活動支援課
		49		自主防災組織の結成と活動支援	危機管理課
	③ 相談機能等の充実				
		50	●	（仮称）市民活動サポートセンターの設置	市民活動支援課
(6) 地域まちづくり協議会の設立と支援					
	① 地域まちづくり協議会の設立支援				
		51	●	地域まちづくり協議会の設立支援	市民活動支援課
	② 地域まちづくり協議会の活動支援				
		52	●	地域まちづくり協議会の運営支援	市民活動支援課

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

○　基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します！

推進項目	施策の方向性	No.	新規・拡充等	取組み名称	市担当課等
(7) 協働による事業の推進					
	① 市政に関する情報提供【再掲】				
		1	再掲	広報紙・ホームページ等の充実	秘書広報課／各部署
		2	再掲	市民と市長のふれあいトーク	秘書広報課
		3	再掲	わがまちのようすがわかる予算説明会	秘書広報課
		4	再掲	ガウラフォトクラブ	秘書広報課
		5	再掲	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	秘書広報課
		6	再掲	事業者との協働による市政情報等の提供	各部署
	② 地域コミュニティ活動の情報収集【再掲】				
		7	再掲	協働のまちづくりの事例収集と提供	市民活動支援課
	③ 協働事業提案制度の活用				
		53		協働事業提案制度の活用	市民活動支援課／各部署
	④ 協働による事業の実施				
		54		高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課
		55		一人暮らし高齢者宅防火診断	消防本部予防課
		56		在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課
		57	●	在住外国人の生活支援等の推進	市民活動支援課
		58		市内一斉清掃事業	環境管理課
		59	●	まちの美化推進事業	環境管理課
		60		資源回収活動	廃棄物対策課
		61		景観まちづくり推進団体の認定	都市整備課
		62		違反広告物除却活動の推進団体制度	都市整備課
		63		道路アダプトプログラム	土木管理課
		64		公園の美化活動	都市整備課
		65		多面的機能支払交付金事業	農林振興課
		66		田園空間施設維持管理事業への補助	農林振興課
		67		水と緑の里整備事業	環境管理課

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

○　推進体制　協働のまちづくりを推進する体制を整備します！

推進項目	施策の方向性	No.	新規・拡充等	取組み名称	市担当課等
(8) 計画の推進体制の整備					
	① 市民参加による推進体制の整備				
		68		協働のまちづくり推進委員会	市民活動支援課
		69	●	地域コミュニティに関する市民意識調査	市民活動支援課
	② 市の推進体制の整備				
		70		協働のまちづくり推進本部	市民活動支援課／各部署
		71		市職員の協働研修	総務課／各部署

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

2　協働のまちづくりを推進する取組み

基本理念１　市民の地域コミュニティへの参加を促進します

【推進項目と施策の方向性】

- （１）情報共有の促進
  - ① 市政に関する情報提供
  - ② 地域コミュニティ活動の情報収集と提供
  - ③ 地域コミュニティの情報発信への支援
- （２）市政への市民参画の促進
  - ① 多様な参画機会の提供
  - ② 計画等策定への参画
- （３）地域コミュニティの担い手づくり
  - ① 地域コミュニティを担う人材の育成
  - ② 学習・体験の機会の提供
  - ③ 市民が参加しやすい環境づくり

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

（１）情報共有の促進

①　市政に関する情報提供

No.	取組み名称	実施概要						
1	広報紙・ホームページ等の充実	市からの情報発信をより効果的に行うため、広報紙やホームページ・ソーシャルメディアの更なる充実に向けて、継続的に取組みを実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先	
	実施					秘書広報課／各部署	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者	
2	市民と市長のふれあいトーク	市政やまちづくりに関して、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループと市長が意見交換を行い、市民参加のまちづくりを推進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先	
	周知・実施					秘書広報課	市民、地縁団体、市民活動団体	
3	わがまちのようすがわかる予算説明会	市政に関する情報の共有化を進め、市民協働によるまちづくりの推進を図るため、市民を対象に、市長が自ら市政の現状や主要施策、予算等についての説明会を実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先	
	実施方法検討・実施					秘書広報課	市民	
4	ガウラフォトクラブ	「市民の目で見て感じた袖ケ浦の魅力」を写真に収め、市ホームページを活用して、市内外に向けて発信することで、市民参加型の広報活動の活性化を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先	
	周知・実施（市HP掲載）					秘書広報課	市民	

No.	取組み名称	実 施 概 要
5	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	市の認知度向上、観光交流・定住人口の増加等を目的として、シティプロモーション特設サイトを運営し、「暮らし」「はたらく」「子育て・教育」の分野において、市内で活躍する「そでがうらアンバサダー」の皆さんが「袖ケ浦の魅力」を語るインタビュー記事を掲載していきます。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					秘書広報課	市民

No.	取組み名称	実 施 概 要
6	事業者との協働による市政情報等の提供	市と事業者の協働により、民間資金等を活用して市政情報や地域情報に関するガイドブック・マップ等を発行することで、市民生活に役立つ情報などを提供していきます。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					各部署	事業者

② 地域コミュニティ活動の情報収集と提供

No.	取組み名称	実 施 概 要
7	●協働のまちづくりの事例収集と提供	市民が地域コミュニティに参加するきっかけづくりとするため、市内における地域コミュニティの活動事例を収集し、市ホームページへの掲載や事例発表の機会をつくります。また、地域コミュニティ活動の参考となるように、先進的な事例や工夫している点なども掲載した事例集を作成します。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	事例収集・提供					市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者
		事例集作成					

③ 地域コミュニティの情報発信への支援

No.	取組み名称	実 施 概 要
8	●市民活動情報サイトの活性化	地域コミュニティの活動や募集情報等の発信を支援するため、専用ポータルサイトである市民活動情報サイト（ガウラ・ナビ）を運営します。また、サイトの活性化を図るため、改修等による活性化策を検討します。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施・活性化策検討					市民活動支援課	地縁団体、市民活動団体
				改修準備	改修		

（２）市政への市民参画の促進

①　多様な参画機会の提供

No.	取組み名称	実　施　概　要						
9	多様な参画機会の提供	市の施策や事業を実施するにあたり、説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケート調査などの多様な参画の機会を提供することで、市政への参画と理解の促進を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					各部署	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者

②　計画等策定への参画

No.	取組み名称	実　施　概　要						
10	パブリックコメント手続の活用	市民参画の機会を確保し、公平性の確保と透明性の向上を図り、市民協働による開かれた市政を推進するため、まちづくりに関する基本的な構想や計画等の策定にあたり、パブリックコメント手続を適正に実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					企画課／各部署	市民
11	審議会等への市民公募委員の促進	市の施策等に市民の意見を適切に反映させるため、審議会等への市民公募委員の参加を促進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	選出区分検討・公募					総務課／各部署	市民
12	審議会等への地域コミュニティの参加促進	市の施策等に地域の課題や情報等を適切に反映させるため、自治会など地縁団体の審議会等への参加を促進します。また、市民活動団体や事業者の参加により、その専門的な知識や経験の積極的な活用を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					各部署	地縁団体、市民活動団体、事業者

（３）地域コミュニティの担い手づくり

①　地域コミュニティを担う人材の育成

No.	取組み名称	実　施　概　要						
13	まちづくり講座（ステップアップ講座）	地域の牽引役となる人材を育成するため、会議のファシリテーション、企画・チラシの作り方など実践的なスキルを習得し、チームワークやリーダーシップ等を学ぶステップアップ講座を開催します。また、受講者の増加を図るため各種団体等に働きかけを行うとともに、受講者間の連携を促進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施	手法再検討				市民活動支援課	市民

No.	取組み名称	実施概要						
14	●人材活用の促進	地域コミュニティの活動や市の事業を実施するにあたり、専門的な知識や先進的取組みの経験などを有する人材を有効活用できるようにするため、人材登録制度をつくります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	制度検討	周知・実施				市民活動支援課	市民
15	災害対策コーディネーター養成講座	自分たちの地域は地域みんなで守る、「共助」の取組み支援の一環として、平時は自主的に地域活動に参加して防災知識の普及や意識の向上に努め、災害時には自主防災組織、ボランティア等と連携・協力して、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担う人材を養成します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					危機管理課	市民、災害対策コーディネーター連絡会
16	普通救命講習会（警防活動運営事業）	市民等に対する正しい応急手当等の知識と技術の普及啓発活動を効果的に実施することで、一人でも多くの心停止傷病者が社会復帰に至るよう、市民等に対して最新の講習を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					中央消防署	市民、事業者
17	はつらつシニアサポーターの養成・活動支援	地域における介護予防の取組みを住民主体で継続する必要性を理解して側方支援を行ってもらうため、必要な基本的知識や袖ケ浦いきいき百歳体操等の実演、実際に現地で行う支援内容を習得する養成講座を開催します。また、養成したサポーターの意向を確認し、新規開設団体の支援を行ってもらうなど活動に向けたマッチングを行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					高齢者支援課	市民、事業者
18	認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を増やし、安心して暮らせる体制をつくることを目的として、認知症サポーター養成講座を開催します。また、講座の講師であるキャラバン・メイトと連携して、市民や市内事業者を対象に認知症サポーターの養成に努めます。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					高齢者支援課	市民、事業者
19	認知症サポーターの自主的活動支援（ステップアップ講座）	認知症サポーターが自分のできる範囲で認知症の人や家族の支援ができるように、実際に認知症の人と関わってもらったり、知識を習得したりするステップアップ講座を開催します。また、サポーターの自主的活動に向けたマッチングを行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					高齢者支援課	市民、事業者

No.	取組み名称	実 施 概 要						
20	図書館ボランティアの養成と活動推進	図書館の読書普及事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、市民との協働による図書館運営を目指し、事業の充実と利用の拡大を図ります。また、人材育成のために、既存ボランティアのスキルアップ講座等を行います。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					中央図書館	市民
21	市民学芸員協働事業	個人がこれまでの人生で培った特技や個性、興味関心を持ち寄り、博物館活動を通して自己実現をしていく中で、更なる人間的成長と社会参加・世代間交流を促進することを目的として、博物館のボランティアである市民学芸員を育成し、各種事業や企画・調査研究等を協働で実施します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					郷土博物館	市民

② 学習・体験の機会の提供

No.	取組み名称	実 施 概 要						
22	●各種講座等の連携促進	地域活動の担い手等の育成を効率的・効果的に進めるため、各担当部署における講座等の実施計画を取りまとめ共有することで、講座間の連携を図るように努めます。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		検討・実施					各部署	市民
23	職員出前講座	市民への学習機会の提供や市政に関する理解を深めるため、市民団体・グループが希望する場所に市職員が出向いて講座を開き、生涯学習のまちづくりを推進します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					生涯学習課／各部署	市民、地縁団体、市民活動団体
24	●まちづくり講座（体験講座）	市民が地域コミュニティ活動に参加するきっかけづくりとするため、地域コミュニティの協力を得ながら実際に地域活動を体験できる講座を実施します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		手法検討	周知・実施				市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体

③　市民が参加しやすい環境づくり

No.	取組み名称	実施概要						
25	●協働のまちづくりへの理解促進	市民や地域コミュニティ、市職員の協働のまちづくりに関する理解を促進するため、(仮称)協働のまちづくり読本を作成します。また、まちづくり講演会の開催等により、協働のまちづくりへの理解促進に努めます。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		実施					市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者
			読本作成					
26	●市民総合賠償補償保険制度	地域活動に安心して参加できるようにするため、社会奉仕活動中の事故により負傷等した場合に、総合災害補償要綱により見舞金を支給します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		実施					総務課／市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体
		拡充検討						
27	●(仮称)協働のまちづくり表彰制度	地域コミュニティの意欲向上を図り、市民に活動事例を周知して参加のきっかけづくりとするため、地域でまちづくり活動を実践している団体等に対する表彰制度の創設を検討します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		制度検討	実施				市民活動支援課	地縁団体、市民活動団体、事業者
28	ファミリーサポートセンター事業	安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指して、「子育ての援助を受けたい方」(利用会員)と「子育ての援助を行いたい方」(提供会員)がファミリーサポートセンターの会員になり、地域で助け合う有償の相互援助活動を行います。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					子育て支援課	市民
29	介護支援ボランティア事業(介護支援しあわせポイント)	高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進するため、 市内在住の65歳以上の方が介護支援ボランティアとして市に登録し、市の指定を受けた事業所でボランティア活動を行うことで、寄付や商品券への交換ができるポイントを付与します。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					高齢者支援課	市民、事業者
30	学校支援ボランティアの活用	子供たちの教育は学校だけではなく、学校・家庭・地域社会が適切に役割を分担して相互に連携して行われることが重要です。実践的教育のため地域に開かれた学校を目指し、地域の人材や民間の力を活用した学校支援ボランティアを充実します。また、地域ぐるみで学校を支援する体制を構築することで、学校の教育力の向上と教育内容の充実を図ります。						
工程		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
		周知・実施					学校教育課	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者

No.	取組み名称	実 施 概 要
31	**総合型地域スポーツクラブの活性化**	地域スポーツを促進し、市民が参加しやすいスポーツの機会を拡充するため、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が中心となり各種スポーツ大会等を開催するとともに、市内各総合型地域スポーツクラブがPR活動等を積極的に行うことで、市内５クラブの入会者数の増加を図ります。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施 →					体育振興課	総合型地域スポーツクラブ

No.	取組み名称	実 施 概 要
32	**消防団協力事業所表示制度**	消防団員の就業形態の変化によって被雇用化率が増加し、団員確保が年々困難になっています。このため、消防団に積極的に協力している事業所に対して表示証を交付するとともに、地域における社会貢献を評価する消防団協力事業所表示制度の周知を図ります。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施 →					消防本部総務課	事業者

基本理念２　地域コミュニティの活動と連携を促進します

【推進項目と施策の方向性】

- （４）地域コミュニティの拠点づくり
  - ① 市民交流の場の確保
  - ② 地域コミュニティの活動拠点の確保
  - ③ 地域コミュニティの交流機会の確保
- （５）地域コミュニティ活動への支援
  - ① 地域コミュニティ活動への補助等
  - ② 地域コミュニティ活動への協力等
  - ③ 相談機能等の充実
- （６）地域まちづくり協議会の設立と支援
  - ① 地域まちづくり協議会の設立支援
  - ② 地域まちづくり協議会の活動支援

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

（４）地域コミュニティの拠点づくり

①　市民交流の場の確保

No.	取組み名称	実　施　概　要						
33	●市民協働ゾーンの整備（庁舎整備事業）	市庁舎整備事業の実施にあたり、人々が交流し、誇りと親しみをもてる庁舎を目指して、市民活動の場となる市民協働ゾーンを設け、市民交流スペースやカフェスペース、市民協働会議室を配置します。						
		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
工程		実施設計		建設工事			資産管理課	市民、地縁団体、市民活動団体
34	子育て交流拠点の提供	「そでがうらこども館」において、子育て中の親子等が気軽に集い、自由に交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行う地域子育て支援拠点事業を実施します。また、多目的室等を活用し、子育て関連団体などと連携した講座・イベントを開催します。						
		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
工程		周知・実施					保育課	市民、市民活動団体
35	袖ケ浦いきいき百歳体操の取組み拡大	筋力の維持向上といった身体面での効果だけではなく、他者との交流の場の確保による社会性の維持・向上、更には地域づくりにつなげることを目的として、地域において介護予防の取組みを継続して実施できるように支援します。						
		2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
工程		周知・実施					高齢者支援課	市民、地縁団体

② 地域コミュニティの活動拠点の確保

No.	取組み名称	実施概要						
36	●区等集会施設の建設等への補助	区等集会施設の計画的な整備や改修、修繕等の実施を支援するため、必要な経費に対して補助金を交付します。また、施設のバリアフリー化や耐震化などの新たな課題に対応できるように補助制度の見直しを検討します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					市民活動支援課	自治会
	見直し検討						

③ 地域コミュニティの交流機会の確保

No.	取組み名称	実施概要						
37	地区座談会	地域の様々な団体が連携してまちづくりを進めやすくするため、市内 5 地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡）において情報交換の場として地区座談会を開催します。なお、地域まちづくり協議会が設立された地区については、本事業を終了します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施（地域まちづくり協議会未組織の地区）					市民活動支援課	地縁団体
38	●（仮称）市民活動交流会	市民活動団体等が、お互いの活動内容や情報などを交換し、交流する場を設けることで、団体同士がつながり、連携してまちづくりに取り組むきっかけづくりを行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
				検討	実施	市民活動支援課	市民活動団体、事業者

（５）地域コミュニティ活動への支援

① 地域コミュニティ活動への補助等

No.	取組み名称	実施概要						
39	地域活性化推進事業への補助	地区自治連絡会を主体として、より広域的に地域課題への取組みや地域住民の交流・地域活性化イベントなどの実施を促進するため、地域活性化推進事業補助金を交付します。なお、地域まちづくり協議会を設立した地区については、本補助金から協議会に対する補助金に移行します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施（地域まちづくり協議会未組織の地区）					市民活動支援課	地区自治連絡会
40	地域支え合い活動支援事業への補助	高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保し、社会参加活動の推進を図るため、地域住民が主体となって実施している地域支え合い活動支援事業を支援します。また、外出支援数の増加を図るため、取組みを行っている団体と連携して事業の周知を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					企画課	地縁団体、市民活動団体

No.	取組み名称	実 施 概 要						
41	介護予防活動団体への補助	袖ケ浦いきいき百歳体操など住民主体の介護予防活動団体に対して、円滑な活動とその継続を支援するため、必要な経費に対して支援を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					高齢者支援課	地縁団体
42	ボランティアセンター（社会福祉協議会）への補助	袖ケ浦市社会福祉協議会にあるボランティアセンターを支援することで、ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティアの育成と支援を通して活動の活性化を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					地域福祉課	袖ケ浦市社会福祉協議会
43	サロン実施（社会福祉協議会）への補助	袖ケ浦市社会福祉協議会によるサロン実施を支援し、世代間交流・地域内交流の場、高齢者・子育て中の親子等が孤立しないように集える場、また、地域の特徴に応じた交流の場づくりを行うことで、住民・ボランティア等のつながりや地域に合わせた活動の実施を促進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					地域福祉課	袖ケ浦市社会福祉協議会
44	●各種助成制度の情報提供	市が設ける補助金制度のほか、地域コミュニティが民間の助成制度等を有効に活用し、活動資金を確保できるようにするため、各種助成制度等の情報を収集して、市ホームページや窓口などにおいて情報提供を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	情報収集・実施					市民活動支援課	地縁団体、市民活動団体

② 地域コミュニティ活動への協力等

No.	取組み名称	実 施 概 要						
45	●自治会運営への支援	地域住民の交流や住みやすい地域づくりを担う自治会の活動を活性化するため、活動事例等を市ホームページや広報紙に掲載するなど、自治会への理解と加入促進を図ります。また、自治会役員等の負担軽減を図るため、自治会運営や加入勧誘にあたり参考となるマニュアル等を作成します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	自治会加入促進・活動事例紹介					市民活動支援課	市民、自治会
	各種マニュアル等の作成						
46	地区住民会議への支援	学校・家庭・地域の連携を深め、未来を担う青少年の健全育成に努める地区住民会議の活動を充実させることで、地域の教育力の向上を図ります。そのため、地域の社会教育機関として構成団体に加わり、ともに活動し支援を行います。また、構成団体との連携・協力を深め人材確保につなげます。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					市民会館・公民館	地区住民会議

No.	取組み名称	実 施 概 要						
47	●生活支援体制整備事業	要支援者等に、地域の実情に応じた多様なサービスを効率的・効果的に実施するため、地域の支え合い体制を推進し、多様な関係主体による情報共有や協働の取組みを推進する協議体を設置します。また、生活支援コーディネーターを配置することで、サービスの担い手を養成・発掘し、地域資源の活用やネットワーク化を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					高齢者支援課	地縁団体、市民活動団体、事業者
48	自主防犯組織の結成と活動支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防犯力を向上するため、自主防犯組織の結成を促進するとともに、防犯装備品の貸与を行うなどの支援を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					市民活動支援課	自主防犯組織
49	自主防災組織の結成と活動支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防災力を向上するため、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災資機材の貸与や防災訓練の指導などにより充実拡充を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					危機管理課	自主防災組織

③ 相談機能等の充実

No.	取組み名称	実 施 概 要						
50	●（仮称）市民活動サポートセンターの設置	地域コミュニティ活動に関する情報提供や相談窓口となる市民活動サポータセンターの設置と専任コーディネーター・アドバイザーの配置について検討します。また、市庁舎整備に伴い市民交流・協働スペースを設置する計画であるため、これに時期を合わせて設置することで相乗効果を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	調査研究		基本方針・計画作成		センター開設準備	市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体

（６）地域まちづくり協議会の設立と支援

① 地域まちづくり協議会の設立支援

No.	取組み名称	実 施 概 要						
51	●地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の設立を支援するため、未組織の地区において地区座談会を開催するなどきっかけづくりをするとともに、活動事例を紹介するなど協議会への理解を促進します。また、協議会が設立されるまでに必要な事務手続、諸費用等に対する支援を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施（地域まちづくり協議会未組織の地区）					市民活動支援課	地縁団体

② 地域まちづくり協議会の活動支援

No.	取組み名称	実 施 概 要
52	●地域まちづくり協議会の運営支援	地域まちづくり協議会の円滑な運営と市との連携体制を確保するため、各協議会との連絡調整や運営補助などを担当する市職員等を配置します。また、協議会の運営や事業の実施に対して、地域まちづくり協議会補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施 →					市民活動支援課	地域まちづくり協議会

基本理念３　地域コミュニティと市の協働を推進します

【推進項目と施策の方向性】

（７）協働による事業の推進
- ① 市政に関する情報提供【再掲】
- ② 地域コミュニティ活動の情報収集【再掲】
- ③ 協働事業提案制度の活用
- ④ 協働による事業の実施

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

（７）協働による事業の推進

①　市政に関する情報提供【再掲】

No.	取組み名称		実施概要・工程等
1	再掲	広報紙・ホームページ等の充実	※　再掲のため、本計画書 18 頁を参照のこと。
2	再掲	市民と市長のふれあいトーク	
3	再掲	わがまちのようすがわかる予算説明会	
4	再掲	ガウラフォトクラブ	
5	再掲	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	※　再掲のため、本計画書 19 頁を参照のこと。
6	再掲	事業者との協働による市政情報等の提供	

②　地域コミュニティ活動の情報収集【再掲】

No.	取組み名称		実施概要・工程等
7	再掲	●協働のまちづくりの事例収集と提供	※　再掲のため、本計画書 19 頁を参照のこと。

③　協働事業提案制度の活用

No.	取組み名称		実　施　概　要				
53	協働事業提案制度の活用		少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、複雑化・多様化している地域課題や市民ニーズに対応するため、市民活動団体等から事業を募る協働事業提案制度を運用します。また、市ホームページ等で協働事業の実施事例を紹介するなど、制度の周知と活性化を図ります。				
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施・事例紹介					市民活動支援課／各部署	地縁団体、市民活動団体

④ 協働による事業の実施

No.	取組み名称	実施概要						
54	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、協定等を締結した協力事業者、関係機関・団体等が日常の生活や業務などにおいて、地域の高齢者に対する監視的ではない「さりげない見守り」を実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施・協力事業者等の拡大					高齢者支援課	地縁団体、市民活動団体、事業者
55	一人暮らし高齢者宅防火診断	防火思想の普及と被害の軽減を図るため、関係機関と協力し、一人暮らしの高齢者に通知をして防火診断を実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					消防本部予防課	事業者
56	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方が必要な高齢者が、安心して在宅で医療や介護を受けられるようにするため、関係者間の連携の推進に向けた土台づくりや顔の見える関係の構築、在宅医療と介護の提供体制の整備を進めます。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					高齢者支援課	事業者
57	●在住外国人の生活支援等の推進	市内在住の外国人は年々増加しており、今後も外国人労働者や永住者の増加が見込まれるため、外国人が安心して暮らせるよう関係団体等と連携を図りながら、コミュニティ支援（学校・地域コミュニティ等）や生活支援（言語・相談・医療・防災等）に取り組むとともに、多文化共生に対する理解の促進と参加の仕組みづくりを進めます。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	国際化基本方針策定	実施方法検討	実施			市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者
58	市内一斉清掃事業	市内一斉清掃と臨海地区清掃を実施することにより、ふれあいのあるごみのない住環境の整備と住民の美化意識の高揚を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					環境管理課	市民、自治会、事業者
59	●まちの美化推進事業	空き缶等のポイ捨て防止等について、市民参加による地域の環境美化の促進と美化意識の向上を図ることで、美しい街づくりを目指します。また、市民や来訪者に愛される街並みを確保するため、各種イベントを活用した啓発活動の実施や、ポイ捨てごみの多い箇所を対象に大型啓発看板を設置し、その効果を環境美化推進員と連携して検証するなど事業の充実を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	拡充　周知・実施					環境管理課	市民、事業者

No.	取組み名称	実施概要						
60	資源回収活動	市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの減量化と資源化を促進し、循環型社会を構築するため、資源の回収活動を実施した自治会や団体等に対して助成金を交付します。また、活動団体を増やすために広報等でPRを実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					廃棄物対策課	地縁団体
61	景観まちづくり推進団体の認定	多面的な景観まちづくりを推進するため、一定の要件を満たす市民団体を景観まちづくり推進団体として認定し、情報の提供、技術的な支援や助言などを行うとともに、活動内容を広く周知することで、団体同士の交流や連携を促進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					都市整備課	地縁団体、市民活動団体
62	違反広告物除却活動の推進団体制度	まちの良好な景観の形成と風致の維持を図るため、美観や通行の安全を阻害している道路上のはり紙、はり札、立看板等の違反広告物について、自発的に除却活動を行う団体を市が認定し、用具の貸与等の支援を行います。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					都市整備課	地縁団体、市民活動団体
63	道路アダプトプログラム	市民参加による道路の美化活動を行うため、道路の清掃や除草などを行う市民団体等に対し、草刈り機の燃料等を支給することで活動を支援する道路アダプトプログラム制度を運用します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					土木管理課	地縁団体、市民活動団体、事業者
64	公園の美化活動	身近な公共空間である公園と緑地の美化を推進し、市民意識の向上を図るとともに清潔で安全な公共空間を創出するため、市民と市、指定管理者が一体となって、公園の美化活動や緑化活動を推進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施					都市整備課	地縁団体
65	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施					農林振興課	地縁団体

No.	取組み名称	実 施 概 要
66	田園空間施設維持管理事業への補助	市民に親しまれる景観の優れた道路となるように、広域農道（フラワーライン）において地元区等が歩道路肩部への草花の植栽を行うなど、田園空間施設の維持管理活動を支援します。また、広域農道沿いの二級河川浮戸川（県管理）堤防の除草についても、地元区により実施します。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施 →					農林振興課	自治会

No.	取組み名称	実 施 概 要
67	水と緑の里整備事業	椎の森自然環境保全緑地の荒廃を防ぎ、生物の多様性の確保など環境を保全するとともに、市民が身近な自然と触れ合える場をつくるため、「水と緑の里」として協働により整備することで、市民等のボランティアが参加し、活動する場とします。

工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	周知・実施 →					環境管理課	市民、事業者

推進体制　協働のまちづくりを推進する体制を整備します

【推進項目と施策の方向性】

（８）計画の推進体制の整備
- ① 市民参加による推進体制の整備
- ② 市の推進体制の整備

（●＝本計画の期間中に、新たに着手する取組み又は内容を拡充等する取組み）

（８）計画の推進体制の整備

①　市民参加による推進体制の整備

No.	取組み名称	実　施　概　要						
68	協働のまちづくり推進委員会	本計画の策定や見直し、運用等を市民参画の下で行っていくため、協働のまちづくり推進委員会を運営し、その意見等の反映に努めるものとします。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
	実施 →					市民活動支援課	市民、地縁団体、市民活動団体、事業者
69	●地域コミュニティに関する市民意識調査	地域コミュニティの現状と課題を整理し、市民の意見等を適切に次期計画に反映させるため、自治会や市民活動等に関する意識調査を実施します。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	主な相手先
				実施 →		市民活動支援課	市民

②　市の推進体制の整備

No.	取組み名称	実　施　概　要						
70	協働のまちづくり推進本部	市の施策分野を横断して協働のまちづくりに取り組むため、協働のまちづくり推進本部と推進部会を運営し、計画の進捗管理や各部局における取組み状況の検証、必要となる施策の検討、総合調整等を行うとともに、庁内における共通認識を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	
	実施 →					市民活動支援課／全部署	
71	市職員の協働研修	研修を通じて協働に関する理解を深め、必要な知識や技能を習得させることで、地域コミュニティとの協働による事業に積極的に取り組むことができる市職員の育成を図ります。						
工程	2019	2020	2021	2022	2023	市担当課等	
	実施 →					総務課／全部署	

袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画（実行計画）における取組事業の達成目標一覧

No.	事業名	市担当課等	達成目標①							達成目標②						
			指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	広報紙・ホームページ等の充実	秘書広報課／各部署	ホームページの閲覧者件数（件）	714,311	735,000	758,000	781,000	804,000	828,000							
2	市民と市長のふれあいトーク	秘書広報課	周知回数［広報紙及びツイッター］（回）	9	9	9	9	9	9	ふれあいトークの開催回数（回）	7	7	7	7	7	7
3	わがまちのようすがわかる予算説明会	秘書広報課	参加者数（人）	200	200	200	200	200	200	関心を持てたという人の割合（%）	90	90	90	90	90	90
4	ガウラフォトクラブ	秘書広報課	ガウラフォトクラブページのページビュー数（件）	8,707	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000							
5	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	秘書広報課	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」のページビュー数（件）	24,691	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000							
6	事業者との協働による市政情報等の提供	秘書広報課／各部署	※年度により発行数に変動があるため指標は設定しない	-	-	-	-	-	-							
7	●協働のまちづくりの事例収集と提供	市民活動支援課	市ホームページへの事例掲載数（件）	17	17	18	20	22	24							
8	●市民活動情報サイトの活性化	市民活動支援課	市民活動情報サイトへのアクセス数（件）	2,728	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	市民活動情報サイトへの登録団体数（団体）	63	65	67	69	71	73
9	多様な参画機会の提供	市民活動支援課／各部署	各課等への周知回数（回）	0	2	2	2	2	2							
10	パブリックコメント手続の活用	企画課／各部署	※年度により対象案件数が増減するため指標は設定しない	-	-	-	-	-	-							
11	審議会等への市民公募委員の促進	総務課／各部署	※各審議会等において状況を踏まえたうえで、市民公募委員を含めた委員の定数、選出区分等を定めており、統一的な対応が困難なことから指標は設定しない。	-	-	-	-	-	-							
12	審議会等への地域コミュニティの参加促進	市民活動支援課／各部署	各課等への周知回数（回）	0	1	1	1	1	1							
13	まちづくり講座（ステップアップ講座）	市民活動支援課	まちづくり講座の参加者数（人）	14	16	16	16	16	16	まちづくり講座開催数（回）	7	7	7	7	7	7
14	●人材活用の促進	市民活動支援課	人材登録制度の登録者数（延べ人数）	0	-	16	22	28	34	人材活用制度（人材登録制度）の登録者の活動回数（延べ回数）	0	-	5	8	11	14
15	災害対策コーディネーター養成講座	危機管理課	災害対策コーディネーター養成講座受講者数（人）	27	30	30	30	30	30	災害対策コーディネーター養成講座開催（回）	1	1	1	1	1	1
16	普通救命講習会（警防活動運営事業）	中央消防署	普通救命講習の受講者数（人）	500	550	550	550	550	550							
17	はつらつシニアサポーターの養成・活動支援	高齢者支援課	はつらつシニアサポーター数（延べ人数）	114	125	136	147	158	169							
18	認知症サポーター養成講座	高齢者支援課	認知症サポーター数（延べ人数）	8,769	9,269	9,769	10,269	10,769	11,269	認知症サポーター養成講座開催回数（回）	26	26	26	26	26	26
19	認知症サポーターの自主的活動支援（ステップアップ研修）	高齢者支援課	認知症サポーターステップアップ研修開催回数（回）	1	1	1	1	1	1							
20	図書館ボランティアの養成と活動推進	中央図書館	ボランティア登録者数（延べ人数）	70	70	70	70	70	70							
21	市民学芸員協働事業	郷土博物館	市民学芸員等博物館ボランティア登録者数（延べ人数）	35	37	40	45	50	50							
22	●各種講座等の連携促進	市民活動支援課／各部署	各課等が実施する講座等の調査及びとりまとめ回数（回）	0	1	1	1	1	1							
23	職員出前講座	生涯学習課／各部署	職員出前講座の実施回数（回）	170	170	170	170	180	180							

No.	事業名	市担当課等	達成目標①							達成目標②						
			指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
24	●まちづくり講座（体験講座）	市民活動支援課	体験講座の受講者数（人）	0	-	10	10	10	10							
25	●協働のまちづくりへの理解促進	市民活動支援課	まちづくり講演会の参加者数（人）	47	50	50	50	50	50							
26	●市民総合賠償補償保険制度	総務課／市民活動支援課	市民総合賠償補償保険制度の周知回数（回）	0	-	2	2	2	2							
27	●（仮称）協働のまちづくり表彰制度	市民活動支援課	表彰候補団体数（団体）	0	-	1	1	1	1							
28	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	利用会員からの依頼に対する子育ての援助件数（件）	491	500	510	520	530	540	提供会員数（延べ人数）	43	44	45	46	47	48
29	介護支援ボランティア事業（介護支援しあわせポイント）	高齢者支援課	ボランティア登録人数（延べ人数）	50	51	52	53	54	55	事業の周知回数（回）	3	3	3	3	3	3
30	学校支援ボランティアの活用	学校教育課	市内小中学校の学校支援ボランティア登録者数（延べ人数）	790	790	790	790	790	790							
31	総合型地域スポーツクラブの活性化	体育振興課	市内総合型地域スポーツクラブ（５クラブ）の総会員数（延べ人数）	1,296	1,370	1,370	1,380	1,380	1,380							
32	消防団協力事業所表示制度	消防本部総務課	消防団協力事業所認定数（事業所）	5	6	7	8	9	10							
33	●市民協働ゾーンの整備（庁舎整備事業）	資産管理課	庁舎整備工事の進捗率（%）	0.0	0.1	4.0	30.0	63.0	87.0							
34	子育て交流拠点の提供	保育課	講座、イベントの開催回数（回）	116	120	120	120	120	120							
35	袖ケ浦いきいき百歳体操の取組み拡大	高齢者支援課	袖ケ浦いきいき百歳体操の参加者数（延べ人数）	1,209	1,295	1,381	1,467	1,553	1,639							
36	●区等集会施設の建設等への補助	市民活動支援課	集会施設等の建設、修繕に対する補助金の交付件数（件）	7	8	10	12	12	12							
37	地区座談会	市民活動支援課	地域まちづくり協議会設立組織数（延べ組織数）	0	1	2	3	4	5							
38	●（仮称）市民活動交流会	市民活動支援課	※市庁舎整備完了予定が2025年のため、指標を設定していない。	-	-	-	-	-	-							
39	地域活性化推進事業への補助	市民活動支援課	地域活性化推進事業補助金の活用地区数（地域まちづくり協議会補助金を含む）（地区）	3	5	5	5	5	5							
40	地域支え合い活動支援事業への補助	企画課	周知活動回数（回）	2	2	2	2	2	2	活動団体数（団体）	1	1	1	1	2	2
41	介護予防活動団体への補助	高齢者支援課	袖ケ浦いきいき百歳体操等介護予防活動団体への補助団体数（団体）	35	35	38	41	44	47							
42	ボランティアセンター（社会福祉協議会）への補助	地域福祉課	（社協実施）ボランティア登録数（延べ人数）	1,372	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400							
43	サロン実施（社会福祉協議会）への補助	地域福祉課	（社協実施）子育て・高齢者等のサロンの開設数（延べ件数）	26	26	26	27	27	28	（社協実施）サロン参加者数（人）	5169	5,200	5,200	5,250	5,250	5,300
44	●各種助成制度の情報提供	市民活動支援課	市ホームページや窓口などでの情報提供数（件）	2	5	5	5	5	5							
45	●自治会運営への支援	市民活動支援課	自治会への加入率（%）	62.8	63.0	63.5	64.0	64.5	65.0							
46	地区住民会議への支援	市民会館・公民館	地区住民会議の協力者数（延べ人数）	2,399	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400							
47	●生活支援体制整備事業	高齢者支援課	住民主体の支援活動団体数（延べ団体数）	4	5	5	6	6	7	担い手養成研修開催回数（回）	0	9	9	12	12	12

No.	事業名	市担当課等	達成目標①							達成目標②						
			指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	指標の内容	現状値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
48	自主防犯組織の結成と活動支援	市民活動支援課	自主防犯組織の設立数（延べ団体数）	41	41	41	42	43	44							
49	自主防災組織の結成と活動支援	危機管理課	自主防災組織数（延べ団体数）	74	75	76	77	78	79							
50	●（仮称）市民活動サポートセンターの設置	市民活動支援課	※市庁舎整備完了予定が2025年のため、指標は設定しない	-	-	-	-	-	-							
51	●地域まちづくり協議会の設立支援	市民活動支援課	地域まちづくり協議会設置組織数（延べ組織数）	0	1	2	3	4	5							
52	●地域まちづくり協議会の運営支援	市民活動支援課	地域まちづくり協議会の運営支援組織数（延べ組織数）	0	1	2	3	4	5							
53	協働事業提案制度の活用	市民活動支援課／各部署	協働事業提案制度の実施件数（延べ件数）	17	17	18	20	22	24							
54	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課	協定等を締結した協力事業者・関係団体数（延べ団体数）	59	60	61	62	63	64	事業の周知回数（回）	2	3	3	3	3	3
55	一人暮らし高齢者宅防火診断	消防本部予防課	火災予防運動期間中の一人暮らしの高齢者宅訪問回数（回）	2	2	2	2	2	2							
56	在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課	多職種協働研修会の開催数（回）	4	4	4	4	4	4							
57	●在住外国人の生活支援等の推進	市民活動支援課	日本語教室の開催支援回数（回）	44	44	44	44	44	44							
58	市内一斉清掃事業	環境管理課	市内一斉清掃実施回数（回）	2	2	2	2	2	2	臨海地区清掃実施回数（回）	4	4	4	4	4	4
59	●まちの美化推進事業	環境管理課	巡回・収集回数（回）	12	12	12	12	12	12	駅前啓発活動回数（回）	2	2	2	2	2	2
60	資源回収活動	廃棄物対策課	自治会回収数（地区）	114	115	115	116	116	117	団体回収数（団体）	18	18	18	18	19	19
61	景観まちづくり推進団体の認定	都市整備課	景観まちづくり推進団体に認定されている団体数（延べ団体数）	8	8	8	8	8	9							
62	違反広告物除却活動の推進団体制度	都市整備課	違反広告物除却活動推進団体に認定されている団体数（延べ団体数）	8	8	8	8	8	9							
63	道路アダプトプログラム	土木管理課	参加団体数（延べ団体数）	4	6	8	10	12	14							
64	公園の美化活動	都市整備課	公園等の美化活動参加団体数（延べ団体数）	36	36	37	37	38	38							
65	多面的機能支払交付金事業	農林振興課	活動面積（ヘクタール）	950	950	1,000	1,025	1,050	1,075							
66	田園空間施設維持管理事業への補助	農林振興課	植栽を行う地区の数（延べ地区数）	7	7	7	7	7	7	草刈を行う地区の数（地区）	6	6	6	6	6	6
67	水と緑の里整備事業	環境管理課	しいのもりボランティアによる、年間の草刈り等の維持管理の回数（回）	18	18	18	18	18	18							
68	協働のまちづくり推進委員会	市民活動支援課	協働のまちづくり推進委員会の開催回数（回）※計画期間：2019～2023年度	5	1	2	2	2	5							
69	●地域コミュニティに関する市民意識調査	市民活動支援課	市民意識調査の実施回数（回）	5年毎	-	-	-	1	-							
70	協働のまちづくり推進本部	市民活動支援課／各部署	協働のまちづくり推進本部の開催回数（回）※計画期間：2019～2023年度	5	1	1	1	1	5							
71	市職員の協働研修	総務課／各部署	研修受講者数（人）	242	80	80	80	80	80							

資料　袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例

私たちのまち袖ケ浦の名は、古事記に記された弟橘媛の伝説に由来し、それぞれの時代に、この地で暮らした人々の歴史や文化が息づいており、今日まで私たちに受け継がれてきました。

袖ケ浦市は、かつて養殖海苔を主とした漁業が盛んに行われていましたが、昭和４０年代に始まった東京湾の埋立てを転機に、海岸線は国内有数の工業地帯に変貌し、多くの人々が全国から移り住みました。また、内陸部に優良な田園地帯が広がり、豊かな緑と自然にあふれ、これからも東京湾アクアラインなど交通の要衝として、更なる発展が期待されています。

社会は、時代とともに常に変化しています。私たちの暮らしは物質的に豊かになりましたが、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれて、地域における人と人とのつながりが薄れ、私たち市民のニーズは一層複雑に、そして多様になりました。

私たちのまちづくりの在り方も、こうした変化に対応していくことが求められます。

地域社会が様々な課題を抱える中で、誰もが住みやすいまちをつくるためには、私たちみんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があります。そして、市民、地域コミュニティと市がまちづくりの目標に向けて協働していくことで、袖ケ浦市の持ち味を活かした、私たちの想いに沿ったまちづくりが進められると考えます。

私たちは、まちづくりを自らの手で進めることによって、子どもからお年寄りまでいきいきと輝き、ふれあい、支え合う住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、本市における協働によるまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの役割及び責務を明らかにすることにより、地域コミュニティの活性化及び協働の推進を図り、もって活力に満ちた共に支え合う住みやすいまちをつくることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2)　地縁団体　自治会、子ども会、ＰＴＡその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。

(3)　市民活動団体　ＮＰＯ、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。

(4)　事業者　市内において事業活動を行う者をいう。

(5)　地域コミュニティ　地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。

(6)　市　市長その他の市の執行機関をいう。

(7)　協働　地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。

(8)　まちづくり　地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

（基本理念）

第３条　市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

(1)　市民の地域コミュニティへの参加の促進　地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。

(2)　地域コミュニティの連携の促進　地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。

(3)　地域コミュニティと市の協働の推進　地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

（市民の役割）

第４条　市民は、地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるよう努めるものとする。

２　市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めるものとする。

（地縁団体の役割）

第５条　地縁団体は、自らの地域における情報を収集し、課題を把握するとともに、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

２　地縁団体は、自らの地域における住民相互の交流及び連携を促進するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第６条　市民活動団体は、その活動する分野における知識、専門性等を活かし、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

２　市民活動団体は、市民に対し、その活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

（市の責務）
第８条　市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進するものとする。
２　市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。
３　市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めるとともに、協働に当たっては、第３条の基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担するものとする。
４　市は、市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能を習得させるものとする。
（情報の共有等）
第９条　市は、市政及びまちづくりに関する情報を分かりやすく市民及び地域コミュニティに提供することにより、情報の共有に努めるものとする。
２　地域コミュニティは、その活動内容に関する情報を広く発信することにより、情報の共有に努めるものとする。
３　市は、前項に規定する地域コミュニティが行う情報の発信を支援するよう努めるものとする。
（計画等策定への参画）
第１０条　市は、第８条第１項の基本的な構想及び計画を策定するときは、その過程において市民が参画する機会を設けるものとする。
（担い手づくり）
第１１条　地域コミュニティ及び市は、まちづくりに関する学習、体験等の機会を市民に提供し、地域コミュニティの担い手となる人材の育成に努めるものとする。
（拠点づくり）
第１２条　地域コミュニティ及び市は、市民相互の交流並びに地域コミュニティの活動及び連携等を行うための施設を整備し、又は場を提供するよう努めるものとする。
（補助金の交付等による支援）
第１３条　市は、地域コミュニティによるまちづくり及び前条の規定による施設の整備又は場の提供に対し、補助金の交付その他の支援措置を適切に行うよう努めるものとする。
（協働のまちづくりに関する提案等）
第１４条　地域コミュニティ及び市は、協働によるまちづくりに関する提案を相互に行うことができるものとする。
２　市は、前項に規定する提案を行うために必要な制度を整備し、提案の機会を充実させるよう努めるものとする。
（地域まちづくり協議会）
第１５条　住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織（以下この条において「地域まちづくり協議会」という。）を設立することができる。
２　地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。
３　市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。
（協働のまちづくり推進計画）
第１６条　市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画（以下この条及び次条において「推進計画」という。）を策定するものとする。
２　市は、推進計画の実施状況等について定期的に評価を行い、その結果を公表するものとする。
（協働のまちづくり推進委員会）
第１７条　協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
(1)　この条例の見直しに関すること。
(2)　推進計画に関すること。
(3)　その他市長が必要と認める事項
３　委員会は、前項に規定するもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べ、又は提言をすることができる。
４　委員会は、委員１５人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　公募による市民
(2)　地域コミュニティに属する者
(3)　学識経験のある者
(4)　その他市長が必要と認める者
５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（推進本部）
第１８条　市長は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局の長からなる推進本部を設置する。
（委任）
第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。

第３部　進行管理の考え方

１　進行管理方法

本計画を総合的に推進し実効性を確保するために、進捗状況を袖ケ浦市協働のまちづくり推進本部で点検し、課題の整理や改善への取り組み、その結果をもとにＰＤＣＡサイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指します。

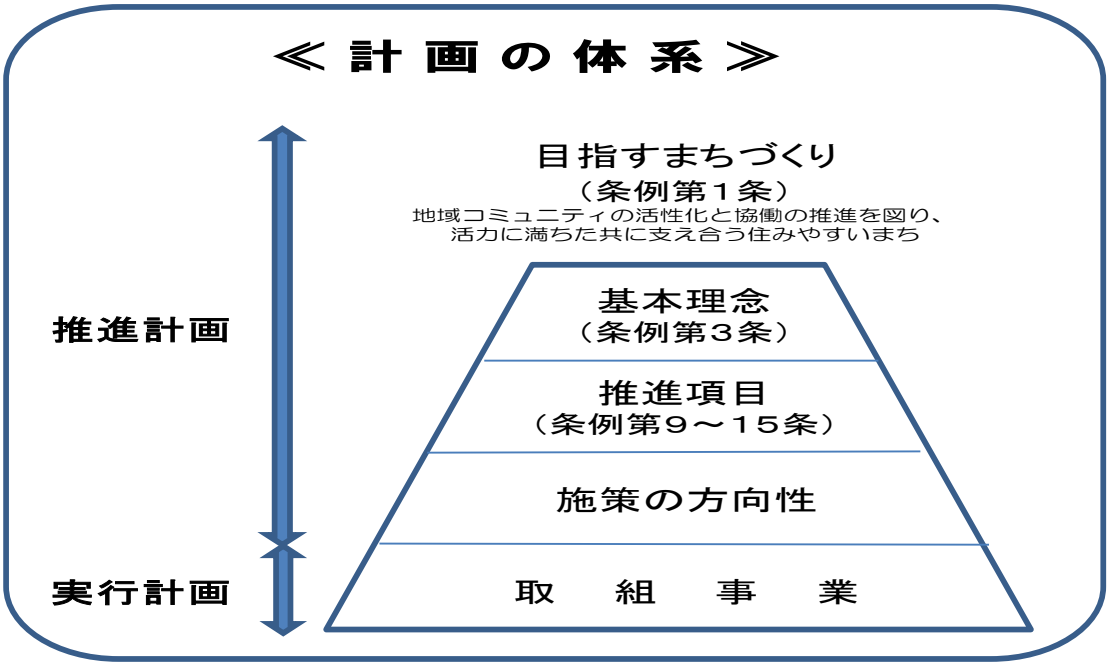

（１）「基本理念」における推進状況の確認

３つの基本理念に対して、計画期間中（５年間）に達成する目標値として、掲げた成果指標の達成状況について確認を行います。

※成果指標の詳細は、１３ページの《指標一覧》を参照下さい。

（２）「推進項目」及び「施策の方向性」における推進状況の確認

計画の推進にあたり具体的な取組みと工程を掲げた実行計画の各取組事業について、毎年度、進捗状況の中間確認や評価を行います。

① 当該年度における「事業の進捗状況」

各年度の事業計画に対し、次の区分により事業の進捗状況について確認します。

区分	1.計画どおり 、 2.遅延あり 、 3.変更あり 、 4.中止 、 5.その他

② 当該年度における「目標の達成状況」

各年度の指標に対し、次の区分により目標の達成状況について確認します。

区分	1.達成、2.未達成、3.変更、4.その他

③ 総合評価

「事業の進捗状況」及び「目標の達成状況」の確認結果を基に次の区分により評価を行います。

区　分	
A	『事業の進捗状況』が【1.計画どおり】 かつ、『目標の達成状況』が【1.達成】の場合
B	『事業の進捗状況』と『目標の達成状況』のどちらか一方が、Aの基準に該当する場合
C	『事業の進捗状況』と『目標の達成状況』のどちらも、Aの基準に満たない場合
D	『事業の進捗状況』が【4.中止】の場合

（３）評価者

本計画の施策が着実に効果的に取組まれているか評価を行います。

①担当課による評価（**１次評価**）
取組事業等を実施する担当課自らが評価者の視点に立って行う評価

↓

②袖ケ浦市協働のまちづくり推進本部による評価（**２次評価**）
１次評価結果をもとに、全庁的視点を持って行う評価

（イメージ図）

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	●●年度											
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等

２　評価結果等の報告

本計画における各年度の進捗状況や評価結果について、袖ケ浦市協働のまちづくり推進委員会に報告し、幅広く意見等を求め、施策に反映していきます。

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）																
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
1	広報紙・ホームページ等の充実	市からの情報発信をより効果的に行うため、広報紙やホームページ・ソーシャルメディアの更なる充実に向けて、継続的に取組みを実施します。	秘書広報課／各部署	・広報紙の発行 ・ホームページ等による情報発信	・市民の活動する写真や活動する団体のインタビューなどを広報そでがうらに掲載した。 ・ホームページ等（各種ＳＮＳ）の充実を図るため、市の情報を積極的にツイッター等で発信するとともにYouTubeによる市の魅力（市内事業者など）の紹介を行った。	1.計画どおり	ホームページの閲覧者件数（件）	735,000	788,370	1.達成	ホームページについては、スライドバナーやフォトニュース等を活用し旬な情報の発信に努めた。また、台風災害時には、市民が必要としている避難情報や支援情報の迅速な発信を行った。結果として、ホームページの閲覧者数は12月末時点で788,370件となり、目標値を達成している。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
2	市民と市長のふれあいトーク	市政やまちづくりに関して、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループと市長が意見交換を行い、市民参加のまちづくりを推進します。	秘書広報課	・ふれあいトークの開催 ・広報紙、ツイッターによる周知	前市長在任中に、４回の開催予定があり、うち３回実施し、残り１回は災害のため中止となった。 周知については、広報紙及びツイッターで各２回ずつ実施。 新市長就任に伴い、当該事業の名称及び内容を見直し、新年度から新たに開始予定となったことから、現在、積極的な周知や呼びかけは控えている。	5.その他	周知回数［広報紙及びツイッター］（回）	9	4	4.その他	新市長就任に伴い、制度を見直すことから、現在、積極的な周知を控えている。	ふれあいトークの開催回数（回）	7	3	4.その他	年度前半においては、３団体とふれあいトークを実施し、高校生とのまちづくりに関する意見交換や、幽谷分校の統合に係る地元住民との意見交換など、市政運営において有用な意見を聴くことができた。 後半においては、新市長の就任に伴い、次年度に向けて名称や内容等の見直しを予定しており、市側からの積極的に声掛けを控えていることから、実施していない状況である。						
3	わがまちのようすがわかる予算説明会	市政に関する情報の共有化を進め、市民協働によるまちづくりの推進を図るため、市民を対象に、市長が自ら市政の現状や主要施策、予算等についての説明会を実施します。	秘書広報課	・予算説明会の実施 ・動画の配信	・一昨年度リニューアルした～市長が語る～「わがまちの今・これから」として、根形公民館、長浦公民館、平川公民館、市民会館の4会場で開催した。 ・開催にあたり、広報紙やホームページ、ツイッターを活用したほか、各種団体の会議開催時や小中学校を通じてのチラシ配布、各施設へのポスター掲示などにより周知を図った。また、昨年に引き続き袖ケ浦駅海側地区のマンションや戸建住宅へのチラシポスティングを行い、蔵波地区の戸建住宅にも追加で実施するなど、新たな住民（転入者）に参加を促した。 ・開催後は、参加しなかった市民等が閲覧できるよう動画配信を行った。	1.計画どおり	参加者数（人）	200	145	2.未達成	参加者数を伸ばすため、平日開催を2回としたうえで、新たな住民（転入者）への参加を促すため、例年の周知方法に加え、海側地区や蔵波地区で戸別にチラシをポスティングするなどしたが、参加数は145人と目標値を達成できなかった。	関心を持てたという人の割合（%）	90	93	1.達成	本市の現状や施策等について、説明資料等をわかりやすいよう見直しを行い、質疑等の時間もしっかりと確保するなどしたことにより、関心を持てたという人の割合は93%で目標値を上回った。						
4	ガウラフォトクラブ	「市民の目で見て感じた袖ケ浦の魅力」を写真に収め、市ホームページを活用して、市内外に向けて発信することで、市民参加型の広報活動の活性化を図ります。	秘書広報課	・ガウラフォトクラブ撮影写真のＨＰ掲載によるＰＲ	フォトクラブメンバーから写真を提供してもらい、毎月1回の更新を行った。 また、定期的にメンバー内で、フォトクラブのページアクセス数を共有し、メンバーの意識向上を図り、結果的に掲載内容の充実に繋がった。	1.計画どおり	ガウラフォトクラブページのページビュー数（件）	9,000	6,348	2.未達成	毎月1回の更新やメンバーの達成感の向上、ＳＮＳでのアクセスを促す取り組みも行ったが、ページビューについては、特に9月10月が極端に減少してしまった。									
5	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」	市の認知度向上、観光交流・定住人口の増加等を目的として、シティプロモーション特設サイトを運営し、「暮らし」「はたらく」「子育て・教育」の分野において、市内で活躍する「そでがうらアンバサダー」の皆さんが「袖ケ浦の魅力」を語るインタビュー記事を掲載していきます。	秘書広報課	・シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」によるＰＲ	「暮らし」「はたらく」「子育て・教育」の分野で、市内で活躍するそでがうらアンバサダー12名の取材を行い、特設サイトを毎月更新し情報発信を行った。 市民参加型の情報発信により、袖ケ浦市のアクセスの良さ、多様な働き方、充実した子育て・教育環境等の魅力をＰＲした。	1.計画どおり	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」のページビュー数（件）	30,000	33,478	1.達成	シティプロモーション特設サイト「そでがうらアンバサダー」のページビュー数については、8、9月に実施したＷｅｂ・ＳＮＳ広告の効果もあり、12月末時点で33,478ｐｖとなり、目標値30,000ｐｖを達成している。									
6	事業者との協働による市政情報等の提供	市と事業者の協働により、民間資金等を活用して市政情報や地域情報に関するガイドブック・マップ等を発行することで、市民生活に役立つ情報などを提供していきます。	秘書広報課／各部署	・事業者との協働による市政情報等の提供	2019年度においては、事業者との連携により有料広告を掲載した「空き家情報冊子」を無償で作成し、市民等に配布した。今後、年度末に「ごみカレンダー」を同様に作成予定。	1.計画どおり	※年度により発行数に変動があるため指標は設定しない	-	-	-										

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
7	●協働のまちづくりの事例収集と提供	市民が地域コミュニティに参加するきっかけづくりとするため、市内における地域コミュニティの活動事例を収集し、市ホームページへの掲載や事例発表の機会をつくります。また、地域コミュニティ活動の参考となるように、先進的な事例や工夫している点なども掲載した事例集を作成します。	市民活動支援課	・ＨＰへの事例掲載 ・事例発表会の開催	市内における地域コミュニティの活動事例として、協働事業提案制度による取組み内容を市広報紙とホームページに掲載し紹介した。また、地域コミュニティ活動の参考となるよう、2月22日にまちづくり講演会（事例発表含む）を開催した。	1.計画どおり	市ホームページへの事例掲載数 （件）	17	17	1.達成	地域コミュニティの活動事例を市広報紙やホームページにて広く紹介することで、市民の地域活動への参加に係る動機付けをすることができた。									
8	●市民活動情報サイトの活性化	地域コミュニティの活動や募集情報等の発信を支援するため、専用ポータルサイトである市民活動情報サイト（ガウラ・ナビ）を運営します。また、サイトの活性化を図るため、改修等による活性化策を検討します。	市民活動支援課	・市民活動情報サイトの運営 ・活性化策の検討	サイトの円滑な運営を図るため、定期的に保守管理委託事業者との打合せを行うとともに、サイトの登録団体に対し掲載記事の内容を随時更新するよう依頼した。 また、サイト活性化策の一環として、市広報紙やホームページにて新たな登録団体の募集や市民への利用促進に関する記事を掲載した。	1.計画どおり	市民活動情報サイトへのアクセス数 （件）	2,800	2,000	2.未達成	市民に対するサイトの利用促進に関する周知やサイト記事の内容の充実化を図ったが、ＳＮＳの普及など情報入手の多様化もあり、アクセス数は減少し未達成となった。	市民活動情報サイトへの登録団体数 （団体）	65	65	1.達成	市広報紙やホームページにて新たな登録団体の募集を実施したとともに、市民活動団体に対し直接働きかけたことにより、本年度新たに２団体の登録があり全体で６５団体となった。	※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。			
9	多様な参画機会の提供	市の施策や事業を実施するにあたり、説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケート調査などの多様な参画の機会を提供することで、市政への参画と理解の促進を図ります。	市民活動支援課／各部署	・庁内の各課等に周知	庁内の各課等に、市民が市政に参画する機会を更に広げるよう通知したとともに、「協働のまちづくり推進計画」の取組推進に関する通知を適宜行った。	1.計画どおり	各課等への周知回数 （回）	2	2	1.達成	市政への更なる市民参画の促進を図ったとともに、今後も様々な機会をとらえ、庁内の各課等に対し市民協働への取組みが発展するよう継続的に啓発を行っていく。									
10	パブリックコメント手続の活用	市民参画の機会を確保し、公平性の確保と透明性の向上を図り、市民協働による開かれた市政を推進するため、まちづくりに関する基本的な構想や計画等の策定にあたり、パブリックコメント手続を適正に実施します。	企画課／各部署	・ＨＰや広報紙での周知 ・意見を募集する事業内容のわかりやすく丁寧な情報提供	広報そでがうら及びホームページに、パブリックコメントの制度や趣旨、手続実施期間、実施予定・実績等を掲載した。 今年度は、１６の案件でパブリックコメントを実施し、そのうち、４の案件で意見の提出があった。	1.計画どおり	※年度により対象案件数が増減するため指標は設定しない	-	-	-										
11	審議会等への市民公募委員の促進	市の施策等に市民の意見を適切に反映させるため、審議会等への市民公募委員の参加を促進します。	総務課／各部署	・審議会等の委員選考において、地域人材の活用を図るよう周知	庁内の各課等に前年度の公募状況の調査を実施した際、委員の市民公募を推進するよう通知した。	1.計画どおり	※各審議会等において状況を踏まえたうえで、市民公募委員を含めた委員の定数、選出区分等を定めており、統一的な対応が困難なことから指標は設定しない。	-	-	-										
12	審議会等への地域コミュニティの参加促進	市の施策等に地域の課題や情報等を適切に反映させるため、自治会など地縁団体の審議会等への参加を促進します。また、市民活動団体や事業者の参加により、その専門的な知識や経験の積極的な活用を図ります。	市民活動支援課／各部署	審議会等の委員選考において、地域人材の活用を図るよう周知する。	各課等が所管する審議会等の委員選考時において、地域コミュニティにおける地縁団体や市民活動団体などといった地域人材の更なる活用を図るよう周知した。	1.計画どおり	各課等への周知回数 （回）	1	1	1.達成	各課等が所管する審議会等の委員更新などを検討する年度末のタイミングにおいて、地域人材の活用に関する通知文を発送し、審議会等への地域コミュニティの参加促進を図った。									
13	まちづくり講座（ステップアップ講座）	地域の牽引役となる人材を育成するため、会議のファシリテーション、企画・チラシの作り方など実践的なスキルを習得し、チームワークやリーダーシップ等を学ぶステップアップ講座を開催します。また、受講者の増加を図るため各種団体等に働きかけを行うとともに、受講者間の連携を促進します。	市民活動支援課	・まちづくり講座の開催 ・各種団体等へのＰＲ	講座の運営支援委託業者と連携を図りながら、まちづくり講座（ステップアップ講座）の内容を企画立案し全７回開催した。 また、受講者については、市広報紙やホームページで募集したほか、地域コミュニティで活動している市民団体等に対して参加者の募集を行った。	1.計画どおり	まちづくり講座の参加者数 （人）	16	18	1.達成	受講者については、市広報紙やホームページを活用し広く募集を行った他に、地域コミュニティで活動している市民団体等に対して直接呼びかけを行ったことにより、参加者数を増やすことが出来た。	まちづくり講座開催数 （回）	7	7	1.達成	講座の運営支援委託業者と連携を図りながら、全７回で構成した講座を円滑に開催することができた。				
14	●人材活用の促進	地域コミュニティの活動や市の事業を実施するにあたり、専門的な知識や先進的取組みの経験などを有する人材を有効活用できるようにするため、人材登録制度をつくります。	市民活動支援課	・人材登録制度の検討	地域人材の活用を図るための仕組みづくりについて、先進事例を参考に運用方法等について検討を行った。	1.計画どおり	人材登録制度の登録者数 （延べ人数）	-	-	4.その他	※今年度は人材登録制度の創設に向けた制度設計までを行ったものである。	人材活用制度（人材登録制度）の登録者の活動回数 （延べ回数）	-	-	4.その他	※今年度は人材登録制度の創設に向けた制度設計までを行ったものである。				

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）																
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
15	災害対策コーディネーター養成講座	自分たちの地域は地域みんなで守る、「共助」の取組み支援の一環として、平時は自主的に地域活動に参加して防災知識の普及や意識の向上に努め、災害時には自主防災組織、ボランティア等と連携・協力して、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担う人材を養成します。	危機管理課	・養成講座の開催	１１月２日、９日、１６日の開催予定であったが、台風１５号、１９号、台風２１号に伴う大雨による災害対応のため、今年度の災害対策コーディネーター養成講座は中止とした。	**4.中止**	災害対策コーディネーター養成講座受講者数（人）	30	0	**4.その他**	台風１５号、１９号、台風２１号に伴う大雨による災害対応により、養成講座を中止したため。	災害対策コーディネーター養成講座開催（回）	1	0	**4.その他**	台風１５号、１９号、台風２１号に伴う大雨による災害対応により、養成講座を中止したため。				
16	普通救命講習会（警防活動運営事業）	市民等に対する正しい応急手当等の知識と技術の普及啓発活動を効果的に実施することで、一人でも多くの心停止傷病者が社会復帰に至るよう、市民等に対して最新の講習を行います。	中央消防署	・一般市民を対象に年４回募集し実施 ・その他事業所等から要請を受けて実施	一般市民及び事業者を対象に上級・普通救命講習会及び救急指導を実施し、応急手当等の知識、技術を習得させることにより、応急手当等の普及啓発に努めた。	**1.計画どおり**	普通救命講習の受講者数（人）	550	500	**2.未達成**	台風15号、19号、台風21号に伴う大雨による災害対応により、事業所等から要請を受けて実施する講習会について、中止及び新規募集を停止したため、受講者が減少した。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
17	はつらつシニアサポーターの養成・活動支援	地域における介護予防の取組みを住民主体で継続する必要性を理解して側方支援を行ってもらうためのサポーター養成講座の開催や自主的活動を促進するためのスキルアップ研修の開催また、養成したサポーターの意向を確認し、新規開設団体の支援を行ってもらうなど活動に向けたマッチングを行います。	高齢者支援課	・養成講座の周知 ・養成講座の開催 ・スキルアップ研修の開催 ・活動の場の提供、活動に向けたマッチング	広報・ホームページへの掲載やチラシの配布、社会教育推進員やファミリーサポートセンターの提供会員への周知や地域に出向いての周知活動に努め、はつらつシニアサポーター養成講座を２回開催した。 また、サポーターのうち希望者に、地域の介護予防の通いの場への支援を依頼したり、介護予防教室への支援も依頼することができた。	**1.計画どおり**	はつらつシニアサポーター数（延べ人数）	125	125	**1.達成**	養成講座の開催についてあらゆる機会を利用して周知を行い、養成講座を2回開催し、サポーター数を増やすことができた。									
18	認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を増やし、安心して暮らせる体制をつくることを目的として、認知症サポーター養成講座を開催します。また、講座の講師であるキャラバン・メイトと連携して、市民や市内事業者を対象に認知症サポーターの養成に努めます。	高齢者支援課	・養成講座の周知 ・養成講座の開催 ・キャラバン・メイトの活動支援	市内の小・中学生やオープン参加の講座のほか、これまで関わる機会の少なかった図書館職員へ向け、キャラバン・メイトと連携して講座を開催した。	**1.計画どおり**	認知症サポーター数（延べ人数）	9,269	9,269	**1.達成**	小・中学校での講座の開催について、一部の学校においてカリキュラム的に厳しいとの回答があったが、地域の介護予防活動団体等において講座の開催ができ、養成数は増加した。	認知症サポーター養成講座開催回数（回）	26	20	**2.未達成**	小・中学校での講座の開催について、一部の学校においてカリキュラム的に厳しいとの回答があり、小・中学校での開催が減少した。また、台風等の影響で予定されていた講座が中止となったことも要因である。				
19	認知症サポーターの自主的活動支援（ステップアップ研修）	認知症サポーターが自分のできる範囲で認知症の人や家族の支援ができるように、認知症に関しての更なる知識を習得するためのステップアップ研修を開催します。また、認知症サポーターの新たな活躍の場について検討を行い、サポーターの自主的活動に向けた体制づくりを行います。	高齢者支援課	・認知症サポーターステップアップ研修の開催 ・認知症サポーターの活躍の機会の検討	認知症サポーターステップアップ研修については１回開催した。 また、サポーターが認知症予防教室の運営をサポートする機会を設けた。さらに、次年度以降、認知症予防教室をサポーターが自主運営できるよう、調整を行った。	**1.計画どおり**	認知症サポーターステップアップ研修開催回数（回）	1	1	**1.達成**	予定通り、認知症サポーターステップアップ研修を開催することができた。									
20	図書館ボランティアの養成と活動推進	図書館の読書普及事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、市民との協働による図書館運営を目指し、事業の充実と利用の拡大を図ります。また、人材育成のために、既存ボランティアのスキルアップ講座等を行います。	中央図書館	・おはなし会ボランティア養成講座（中級編）の開催	絵本の読み聞かせボランティア8名を対象に、素話について習得するおはなし会ボランティア養成講座中級編を開催した。	**1.計画どおり**	ボランティア登録者数（延べ人数）	70	72	**1.達成**	おはなし会ボランティア養成講座中級編を開催することにより、絵本の読み聞かせボランティアの素話の習得を図り、おはなし会ボランティアを増員することができた。映画・資料展示ボランティアについては適宜募集している。									
21	市民学芸員協働事業	個人がこれまでの人生で培った特技や個性、興味関心を持ち寄り、博物館活動を通して自己実現をしていく中で、更なる人間的成長と社会参加・世代間交流を促進することを目的として、博物館のボランティアである市民学芸員を育成し、各種事業や企画・調査研究等を協働で実施します。	郷土博物館	・養成講座・フォローアップ研修の実施 ・市民学芸員企画事業の実施 ・グループ活動への支援	博物館実習と合同実施の市民学芸員養成講座を１回、フォローアップ研修を２回、移動研修を２回実施した。市民学芸員企画事業は、こどもの日やひな人形展示等の季節イベント２回（台風により十五夜コンサート中止）、アクアラインなるほど館ロビー展示４回と関連事業（ギャラリートーク、講演会）を実施した。グループ活動に対しては、年間を通して定例活動をサポートした。また今年度から市民学芸員の要望により、市民学芸員全体での定例会をほぼ毎月行っている。	**1.計画どおり**	市民学芸員等博物館ボランティア登録者数（延べ人数）	37	37	**1.達成**	市民学芸員養成講座受講による認定者１名、一度やめていたが復活した者が１名、計２名が今年度から活動に参加した。									
22	●各種講座等の連携促進	地域活動の担い手等の育成を効率的・効果的に進めるため、各担当部署における講座等の実施計画を取りまとめ共有することで、講座間の連携を図るように努めます。	市民活動支援課／各部署	・講座等実施計画の共有	市及び教育委員会が主催する各種講座等の実施状況及び今後の計画をとりまとめ、その結果を一覧にし今後の事務事業において、講座間の連携を図るよう周知した。	**1.計画どおり**	各課等が実施する講座等の調査及びとりまとめ回数（回）	1	1	**1.達成**	各種講座等の実施状況を一覧にまとめ、「見える化」することにより、講座間の連携を推進した。									

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
23	職員出前講座	市民への学習機会の提供や市政に関する理解を深めるため、市民団体・グループが希望する場所に市職員が出向いて講座を開き、生涯学習のまちづくりを推進します。	生涯学習課／各部署	・出前講座の実施	全４６の講座メニューを用意し、市内の団体から申込があり、出前講座を実施した。	1.計画どおり	職員出前講座の実施回数（回）	170	173	1.達成	例年の周知方法である広報そでがうら及びホームページへ講座内容、メニュー等を掲載することに加え、自治会への回覧を実施し、周知を図った。									
24	●まちづくり講座（体験講座）	市民が地域コミュニティ活動に参加するきっかけづくりとするため、地域コミュニティの協力を得ながら実際に地域活動を体験できる講座を実施します。	市民活動支援課	・実施方法の検討 ・市民活動団体等との調整	先進事例を参考に体験講座の実施方法等について検討し、この講座に協力してもらえそうな市民活動団体等に打診を行うなど開催に向けた準備を進めた。	1.計画どおり	体験講座の受講者数（人）	-	-	4.その他	※体験講座は来年度から実施							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
25	●協働のまちづくりへの理解促進	市民や地域コミュニティ、市職員の協働のまちづくりに関する理解を促進するため、（仮称）協働のまちづくり読本を作成します。また、まちづくり講演会の開催等により、協働のまちづくりへの理解促進に努めます。	市民活動支援課	・協働のまちづくり読本の作成に係る情報収集 ・まちづくり講演会の開催	協働のまちづくりに関する理解の促進を図るため、「協働のまちづくり読本」の作成に向け、情報収集を行ったともに、まちづくり講演会（事例発表含む）を開催した。	1.計画どおり	まちづくり講演会の参加者数（人）	50	100	1.達成	まちづくり講演会を長浦地区の自治会行事と併せ共同で開催したことにより、多くの方に参加してもらうことができた。									
26	●市民総合賠償補償保険制度	地域活動に安心して参加できるようにするため、社会奉仕活動中の事故により負傷等した場合に、総合災害補償要綱により見舞金を支給します。	総務課／市民活動支援課	・市民総合賠償補償保険制度の拡充検討	他市の補償制度の調査を行った。次に、現在市が加入している総合災害補償保険と、新たに創設する市民活動災害補償制度について、内容を確認し、両制度間で補完しなければならない事項や補償額等についての調整作業を行った。 市民活動支援課においては新規業務であり、職員配置についても考慮する必要があること及び、他課のボランティア保険との調整も必要なことから、実施時期を変更し、運用開始を2021年とすることとした。	3.変更あり	市民総合賠償補償保険制度の周知回数（回）	-	-	4.その他	※今年度は、補償制度の拡充検討までを行うものであるため、周知活動については制度見直し後に実施するものである。									
27	●（仮称）協働のまちづくり表彰制度	地域コミュニティの意欲向上を図り、市民に活動事例を周知して参加のきっかけづくりとするため、地域でまちづくり活動を実践している団体等に対する表彰制度の創設を検討します。	市民活動支援課	・表彰制度の検討	先進事例を参考に協働のまちづくりに関する表彰制度の調査検討を行った。	1.計画どおり	表彰候補団体数（団体）	-	-	4.その他	※表彰制度の運用は、次年度から開始予定									
28	ファミリーサポートセンター事業	安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指して、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）がファミリーサポートセンターの会員になり、地域で助け合う有償の相互援助活動を行います。	子育て支援課	・入会説明会 ・子育て学習会（年3回） ・主催講座（年3回） ・ファミサポ通信発行（年４回）	ファミリーサポートセンターの安定的な運営を行いながら、提供会員の増加に向けて定期的に入会説明会を開催した。また、提供会員向けに、援助を行うための基礎知識について学ぶ子育て学習会を開催し、あわせて会員間や子育てに興味を持つ市民との交流を目的とした主催講座を開催した。そして、ファミサポの活動報告や今後のイベントの案内等を掲載したファミサポ通信を発行し、会員や市内の公共施設等に配布した。	1.計画どおり	利用会員からの依頼に対する子育ての援助件数（件）	500	500	1.達成	利用会員の依頼内容を細かくヒアリングし、会員の属性や依頼内容に合ったマッチングを行った。 １２月末時点では、援助件数４５３件と順調な件数となっており、３月末には目標である５００件を達成する見込みである。	提供会員数（延べ人数）	44	46	1.達成	市内で開催されるイベント（三学大学や公民館まつりなど）の際や、市政協力員宛て回覧等で提供会員の募集についてポスターやチラシを用いて周知し、ファミサポのイベント開催時にも参加者に声掛けを行ったことで、１２月末時点で提供会員が３名増加した。				
29	介護支援ボランティア事業（介護支援しあわせポイント）	高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進するため、 市内在住の65歳以上の方が介護支援ボランティアとして市に登録し、市の指定を受けた事業所でボランティア活動を行うことで、寄付や商品券への交換ができるポイントを付与します。	高齢者支援課	・事業の実施 ・事業の周知	既にボランティア登録をしている方に対しては、その活動実績に応じて商品券等の交換を実施した。 また、新規登録者を募集するため、研修会を実施し、広報・HP・関係機関でのポスターの掲示により事業の周知を図った。	1.計画どおり	ボランティア登録人数（延べ人数）	51	51	1.達成	対象者が高齢者ということもあり体調面等から申し出による登録抹消者も多かったが、事業の周知等により新規登録者を増やすことができた。	事業の周知回数（回）	3	3	1.達成	当初の計画どおり３回の周知・登録研修を実施し、制度の利用者を増やすことができた。				

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
30	学校支援ボランティアの活用	子供たちの教育は学校だけではなく、学校・家庭・地域社会が適切に役割を分担して相互に連携して行われることが重要です。実践的教育のため地域に開かれた学校を目指し、地域の人材や民間の力を活用した学校支援ボランティアを充実します。また、地域ぐるみで学校を支援する体制を構築することで、学校の教育力の向上と教育内容の充実を図ります。	学校教育課	・学校支援ボランティアの活用 ・研修会の開催	・環境支援・学習支援・安全支援・部活動支援など各校のニーズに合わせて、多くの方が学校支援ボランティアとして活動していただいた。特に、平成３０年度より、中学校の定期テスト前の補習学習の支援にもボランティアを活用し、学校における地域の人材の活用が進んでいる。 ・８月に学校支援ボランティア研修会を実施し、各校より、学校支援ボランティア及び学校支援ボランティア担当職員の２１名が参加した。本市協働のまちづくり条例制定時のアドバイザーを講師に招き、協働のまちづくりと学校支援ボランティアについての講演を行うとともに、各学校の実践を共有した。	1.計画どおり	市内小中学校の学校支援ボランティア登録者数（延べ人数）	790	790	1.達成	市外からの転入者が増える中、学校支援ボランティア制度の理解促進に努め、現状値を維持することができた。									
31	総合型地域スポーツクラブの活性化	地域スポーツを促進し、市民が参加しやすいスポーツの機会を拡充するため、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が中心となり各種スポーツ大会等を開催するとともに、市内各総合型地域スポーツクラブがＰＲ活動等を積極的に行うことで、市内5クラブの入会者数の増加を図ります。	体育振興課	・運営委員会の開催 ・交流大会、ウォーキングフェスタ、スポーツ教室の実施 ・無料体験期間（3月）	・運営委員会は、予定通り４回実施した。 ・連絡協議会主催ウォーキングフェスタや市内５クラブ交流大会を開催し、子どもから高齢者まで身体を動かす場を提供することにより多様な健康・体力づくりの推進を図った。 ・スポーツ教室では、「卓球」とパラリンピック種目の「ゴールボール」体験会を開催し、2020年のオリンピックパラリンピックに向け、機運の醸成に努める企画を実施した。	1.計画どおり	市内総合型地域スポーツクラブ（５クラブ）の総会員数（延べ人数）	1,370	1,300	2.未達成	卒業と同時に退会する小学６年生が多く、各クラブで熱心にＰＲ活動を行ったが、多くの新規小学生を入会させることができなかった。また、各クラブ台風等の影響で予定されていたイベントが中止となりＰＲ回数が減ったことも要因の１つである。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
32	消防団協力事業所表示制度	消防団員の就業形態の変化によって被雇用化率が増加し団員確保が年々困難になっています。このため、消防団に積極的に協力している事業所に対して表示証を交付するとともに、地域における社会貢献を評価する消防団協力事業所表示制度の周知を図ります。	消防本部総務課	・袖ケ浦市消防団協力事業所の認定 ・制度の周知	台風１５号、１９号及び大雨等の災害対応により、認定までの事務の時間が割かれたため、今年度は次年度認定に向け、事業所の選定から、事業所への制度説明等の下地作りを行った。 また、制度の周知については、広報紙、ホームページ及び消防行事等で周知を行った。	3.変更あり	消防団協力事業所認定数（事業所）	6	5	2.未達成	台風１５号、１９号及び大雨等の災害対応により、認定までの事務の時間が割かれたため、事業所の認定数を増やすことが出来なかった。									
33	●市民協働ゾーンの整備（庁舎整備事業）	市庁舎整備事業の実施にあたり、人々が交流し、誇りと親しみをもてる庁舎を目指して、市民活動の場となる市民協働ゾーンを設け、市民交流スペースやカフェスペース、市民協働会議室を配置します。	資産管理課	・実施設計 ・庁舎整備基金の積立	設計・施工一括発注プロポーザルにより優先交渉権者を令和元年10月3日付けで決定し、10月7日付けで仮契約を締結した。 契約の締結について、令和元年11月招集議会定例会に議案を上程。議会の議決を受け、12月16日付けで契約を締結し、12月17日より実施設計業務に着手した。	1.計画どおり	庁舎整備工事の進捗率（%）	0.1	0.1	1.達成	令和元年12月17日より実施設計業務に着手し、令和２年１月より設計定例会議を隔週で開催している。工程表に基づき、遅滞なく業務が進行している。									
34	子育て交流拠点の提供	「そでがうらこども館」において、子育て中の親子等が気軽に集い、自由に交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行う地域子育て支援拠点事業を実施します。また、多目的室等を活用し、子育て関連団体などと連携した講座・イベントを開催します。	保育課	・そでがうらこども館の運営 ・講座、イベントの開催	住宅開発等により子育て世帯の転入が進む中、自宅で保育する保護者が安心して子育てできるよう保育士や栄養士を配置し、各種相談業務を実施した。 また、親子同士が交流できる場所を提供するとともに、子育て支援団体等によるイベントや講座等を開催し、子育てを支援した。	1.計画どおり	講座、イベントの開催回数（回）	120	120	1.達成	ベビーマッサージやおもちゃ病院など子育て支援団体による各種講座やイベントを昨年度と同様の水準で実施できている。自宅で児童を保育する保護者同士の交流できる場所を提供し、子育て世帯を支援することができた。									
35	袖ケ浦いきいき百歳体操の取組み拡大	筋力の維持向上といった身体面での効果だけではなく、他者との交流の場の確保による社会性の維持・向上、更には地域づくりにつなげることを目的として、地域において介護予防の取組みを継続して実施できるように支援します。	高齢者支援課	・取組みに向けた周知 ・関心がある団体への説明会実施 ・市内交流大会の開催	市内交流大会を開催し、介護予防活動に取り組む高齢者の士気の向上に努めた。また、介護予防の取組の必要性について、広報やホームページ、チラシ、出張講座等で周知をおこなった。なお、関心がある地域や、短期集中型介護予防教室において、説明会を実施し、活動参加者の拡大に努めた。	1.計画どおり	袖ケ浦いきいき百歳体操の参加者数（延べ人数）	1,295	1,275	2.未達成	様々な機会を活用して周知活動に努めたが、体操を行う場所の確保が難しいといった課題も多く、新規参加者の増加が伸び悩むとともに、既存団体の高齢化に伴う人数の減少がみられた。									

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
36	●区等集会施設の建設等への補助	区等集会施設の計画的な整備や改修、修繕等の実施を支援するため、必要な経費に対して補助金を交付します。また、施設のバリアフリー化や耐震化などの新たな課題に対応できるように補助制度の見直しを検討します。	市民活動支援課	・ 補助金の交付 ・ 補助金交付要綱の見直し検討	・前年度に補助金交付要望があった区等自治会に加え、台風15号等により集会施設に被害を受けた区等自治会に対して補助金の交付を行った。 ・補助金交付要綱については、施設のバリアフリー化や耐震化などの新たな課題に対応できるように補助制度の見直しを行った。	1.計画どおり	集会施設等の建設、修繕に対する補助金の交付件数（件）	8	26	1.達成	台風１５号、１９号及び大雨による被害により、多数の集会施設が被害を受け、それらの台風被害箇所の修繕に対し、緊急的に補助金を支出したため、目標値を大きく超える結果となった。									
37	地区座談会	地域の様々な団体が連携してまちづくりを進めやすくするため、市内5地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡）において情報交換の場として地区座談会を開催します。なお、地域まちづくり協議会が設立された地区については、本事業を終了します。	市民活動支援課	・地区座談会の開催	昨年度実施した地区座談会での意見を整理した内容をもとに、昭和地区、平岡地区、中川・富岡地区の自治会役員との地区座談会を開催した。	1.計画どおり	地域まちづくり協議会設立組織数（延べ組織数）	1	0	2.未達成	台風１５号・１９号及び大雨による被害の影響により予定していた地区への座談会が中止になったことをはじめ、市内全域において各区長を中心に台風被害からの復旧作業などの対応に追われていた状況であったことから、地域まちづくり協議会の設置まで至らなかった。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
38	●（仮称）市民活動交流会	市民活動団体等が、お互いの活動内容や情報などを交換し、交流する場を設けることで、団体同士がつながり、連携してまちづくりに取り組むきっかけづくりを行います。	市民活動支援課	・市庁舎整備にあたり、交流拠点の整備を要望	資産管理課において市庁舎整備事業の実施にあたり、人々が交流し、誇りと親しみをもてる庁舎を目指して、市民活動の場となる市民協働ゾーンを設け、市民交流スペースやカフェスペース、市民協働会議室を配置する計画で進めれている。	1.計画どおり	※市庁舎整備完了予定が2025年のため、指標を設定していない。	-	-	-										
39	地域活性化推進事業への補助	地区自治連絡会を主体として、より広域的に地域課題への取組みや地域住民の交流・地域活性化イベントなどの実施を促進するため、地域活性化推進事業補助金を交付します。なお、地域まちづくり協議会を設立した地区については、本補助金から協議会に対する補助金に移行します。	市民活動支援課	・補助金の交付	３地区（昭和、長浦、中川・富岡）の地区自治連絡会の事業に対し、地域活性化推進事業補助金を交付した。	1.計画どおり	地域活性化推進事業補助金の活用地区数（地域まちづくり協議会補助金を含む）（地区）	5	3	2.未達成	根形地区で補助金の交付を予定していたが、台風１５号の影響により、対象のイベント自体が中止となり、補助金の交付も中止となった。また、平岡地区については活用を検討したものの、地区内の各自治会により夏祭り等のイベントが行われていることから、平岡地区全体による事業実施には至らなかった。									
40	地域支え合い活動支援事業への補助	高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保し、社会参加活動の推進を図るため、地域住民が主体となって実施している地域支え合い活動支援事業を支援します。また、外出支援数の増加を図るため、取組みを行っている団体と連携して事業の周知を行います。	企画課	・活動の周知 ・活動団体への支援 ・地域支え合い活動の立ち上げ支援	・活動の周知については、平岡地区、中川・富岡地区の自治会回覧で周知を行った。また、市のホームページで活動を周知し、会員の確保に努めた。 ・活動団体の支援については、１団体に対し、補助金の交付及び車両の貸与を行うとともに、団体の定例会議に出席し、活動を支援した。 ・地域支え合い活動の立ち上げについては、新たに活動開始を予定している２団体からそれぞれ相談を受け、事業実施に向けた支援を行った。	1.計画どおり	周知活動回数（回）	2	2	1.達成	平岡地区、中川・富岡地区の自治会回覧で周知を行った。（３月予定） また、市のホームページで活動を周知し、会員の確保に努めた。	活動団体数（団体）	1	1	1.達成	現在活動している１団体に対して、補助金の交付及び車両の貸与を行うとともに、団体の定例会議に出席し、活動の継続を支援した。 また、新たに活動開始を予定している２団体からそれぞれ相談を受け、事業実施に向けた支援を行ったが、現時点では市が支援する新たな団体は立ち上がっていない。				
41	介護予防活動団体への補助	袖ケ浦いきいき百歳体操など住民主体の介護予防活動団体に対して、円滑な活動とその継続を支援するため、必要な経費に対して支援を行います。	高齢者支援課	・団体開設時の補助金の周知 ・補助金の交付	補助金について介護予防活動団体へ周知し、交付を行った。	1.計画どおり	袖ケ浦いきいき百歳体操等介護予防活動団体への補助団体数（団体）	35	35	1.達成	現在31団体への交付実績だが、年度内に目標値に達成する見込みである。									
42	ボランティアセンター（社会福祉協議会）への補助	袖ケ浦市社会福祉協議会にあるボランティアセンターを支援することで、ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティアの育成と支援を通して活動の活性化を図ります。	地域福祉課	・ボランティアセンター運営支援事業補助金を支給	ボランティアセンターの運営に関して、社会福祉協議会に補助金の交付を行った。 また、ボランティアの方々が高齢化・固定化している傾向にあるため、ボランティアセンターにおいて、歌・踊りなど趣味を生かした行事協力や施設訪問に関する登録メニューや、手話・植栽・清掃など経験を生かせる登録メニューを増やし、登録者の増加を図った。 そして、ボランティア活動時に、新たなボランティアの登録を呼びかけ、登録者の増加を図った。	1.計画どおり	（社協実施）ボランティア登録数（延べ人数）	1,400	1,416	1.達成	ボランティアセンターにおける、ボランティア登録メニューの工夫や新たなボランティアへの呼びかけなどを行った結果、ボランティア登録数が増加した。									

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）																
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
43	サロン実施（社会福祉協議会）への補助	袖ケ浦市社会福祉協議会によるサロン実施を支援し、世代間交流・地域内交流の場、高齢者・子育て中の親子等が孤立しないように集える場、また、地域の特徴に応じた交流の場づくりを行うことで、住民・ボランティア等のつながりや地域に合わせた活動の実施を促進します。	地域福祉課	・地区社協サロン開催費補助費の支給	サロンの実施主体的である、社会福祉協議会に補助金を交付し、各地域における世代間交流・地域内交流の場としてのサロン実施を推進した。	1.計画どおり	（社協実施）子育て・高齢者等のサロンの開設数（延べ件数）	26	26	1.達成	サロン開催箇所数は増加しなかったが、各地区で様々な内容のサロンが実施された。	（社協実施）サロン参加者数（人）	5,200	5,000	2.未達成	台風１５号・１９号の影響で数回サロンが中止になっており、その分参加者が若干減少した。※サロンの集計は各地区社会福祉協議会で行っており、翌年度初め頃の報告内容により、最終的な数値は決定となります。				
44	●各種助成制度の情報提供	市が設ける補助金制度のほか、地域コミュニティが民間の助成制度等を有効に活用し、活動資金を確保できるようにするため、各種助成制度等の情報を収集して、市ホームページや窓口などにおいて情報提供を行います。	市民活動支援課	・助成制度等の情報収集 ・ＨＰ等による情報提供	国、県、財団法人等が実施している地域コミュニティ活動に対する助成制度についての情報収集を行い、市が実施している助成制度と併せ市ホームページ上に追加した。	1.計画どおり	市ホームページや窓口などでの情報提供数（件）	5	5	1.達成	市及び国等による地域コミュニティ向け助成制度の情報を市ホームページ上に追加した。今後も随時最新の情報を更新していく予定。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
45	●自治会運営への支援	地域住民の交流や住みやすい地域づくりを担う自治会の活動を活性化するため、活動事例等を市ホームページや広報紙に掲載するなど、自治会への理解と加入促進を図ります。また、自治会役員等の負担軽減を図るため、自治会運営や加入勧誘にあたり参考となるマニュアル等を作成します。	市民活動支援課	・ＨＰ等による活動紹介 ・自治会加入促進チラシの配布 ・自治会設立マニュアルの作成	・袖ケ浦市自治連絡協議会の活動内容を市ホームページに掲載し、活動の周知を図った。 ・自治会加入促進チラシを市民課窓口に設置し、転入者に配布した。また、「自治会への加入促進に関する協定」に基づき、アパート入居者にもチラシを配布し、自治会加入を勧めた。 ・袖ケ浦市自治連絡協議会と協力	1.計画どおり	自治会への加入率（%）	63.0	61.4	2.未達成	自治会加入世帯数については、ほぼ変動がなかったが、袖ケ浦駅海側地区や蔵波地区など新たに宅地造成が行われた自治会未設立地域の世帯数増加が要因となり自治会加入率が下落した。									
46	地区住民会議への支援	学校・家庭・地域の連携を深め、未来を担う青少年の健全育成に努める地区住民会議の活動を充実させることで、地域の教育力の向上を図ります。そのため、地域の社会教育機関として構成団体に加わり、ともに活動し支援を行います。また、構成団体との連携・協力を深め人材確保につなげます。	市民会館・公民館	・地区住民会議への参加・支援	事務局として、理事会、総会等を開催するほか、各種事業では関係団体との連絡調整、参加者の取りまとめなどを行い、事業の円滑な遂行に向けて支援を行た。	1.計画どおり	地区住民会議の協力者数（延べ人数）	2,400	1,901	2.未達成	台風の影響により、一部の事業が中止となり目標は未達成となったが、実施事業では多くの方々の支援・協力を得ることができた。									
47	●生活支援体制整備事業	住民等の多様な主体が参画し、生活支援に対する多様なサービスを実施することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施します。	高齢者支援課	・第１層及び第２層協議体の継続運営 ・新たな担い手の発掘・育成やサービスの創出、住民主体の支援活動団体間の連携づくり	２層協議体は３圏域各３回（７月、１１月、１月）計９回開催し、１層協議体は３/４に開催した。また、 担い手育成・サービス創出の啓発は「地域での支え合い活動入門講座」プログラムを制作し、初回は8/27に開催した。住民主体の支援団体間の連携づくりについては、１０/３０「活動団体交流会」を開催し、17団体が参加し、交流を深めた。	1.計画どおり	住民主体の支援活動団体数（延べ団体数）	5	6	1.達成	市内活動団体は、現在６団体となっている。 ６団体内訳は「袖ケ浦ふれあい」「さわやかネット蔵波台」「袖ケ浦げんきか～い」「たけのこ（平川いきいきサポート）」「もみの木台サポート」「のぞみ野生活支援ネット」である。引き続き住民主体の活動団体の立ち上げを促進し、既存団体の活動継続を支援していく。	担い手養成研修開催回数（回）	9	9	1.達成	３圏域において年間３回の研修開催を目標としたが、台風災害の影響により集客が難しい時期があった。第４四半期において講座の開催を進めた。				
48	自主防犯組織の結成と活動支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防犯力を向上するため、自主防犯組織の結成を促進するとともに、防犯装備品の貸与を行うなどの支援を行います。	市民活動支援課	・組織設立の支援 ・防犯装備品の貸与	自主防犯組織リーダー研修会及び意見交換会を開催し、自主防犯組織の育成及び新規結成を促した。 また、防犯装備品を貸与し、自主防犯活動を支援した。	1.計画どおり	自主防犯組織の設立数（延べ団体数）	41	43	1.達成	新たに２団体が自主防犯組織として設立することができた。これにより、長浦地区において新たに青色防犯パトロールが実施されるなど、地域防犯力の向上に繋がった。									
49	自主防災組織の結成と活動支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、地域の防災力を向上するため、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災資機材の貸与や防災訓練の指導などにより充実拡充を図ります。	危機管理課	・組織結成の促進 ・防災資機材の貸与、更新 ・防災訓練の指導 ・リーダー研修会の開催	今年度、自主防災組織の結成が１組織（奈良輪区）が結成され７５組織となり、防災資機材の新規貸与及び更新資機材を対象組織に貸与した。 また、自主防災組織のリーダー研修会も５月１８日長浦消防署にて実施した。	1.計画どおり	自主防災組織数（延べ団体数）	75	75	1.達成	出前講座や地区別防災訓練等を実施し、結成促進につながる啓発活動を行ったことにより、目標値の75組織の結成となった。									
50	●（仮称）市民活動サポートセンターの設置	地域コミュニティ活動に関する情報提供や相談窓口となる市民活動サポートセンターの設置と専任コーディネーター・アドバイザーの配置について検討します。また、市庁舎整備に伴い市民交流・協働スペースを設置する計画で	市民活動支援課	・先進事例の研究	2025年の市庁舎整備完了予定時に合わせ、市民活動スペースにサポートセンターを設置することを目指し、先進自治体の取組などの情報収集を行った。	1.計画どおり	※市庁舎整備完了予定が2025年のため、指標は設定しない	-	-	-										

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
51	●地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の設立を支援するため、未組織の地区において地区座談会を開催するなどきっかけづくりをするとともに、活動事例を紹介するなど協議会への理解を促進します。また、協議会が設立されるまでに必要な事務手続等に対する支援を行います。	市民活動支援課	・協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の設立を支援するため、昭和地区、平岡地区、中川・富岡地区の自治会役員との地区座談会を開催した。	1.計画どおり	地域まちづくり協議会設置組織数（延べ組織数）	1	0	2.未達成	台風１５号・１９号及び大雨による被害の影響により予定していた地区への座談会が中止になったことをはじめ、市内全域において各区長を中心に台風被害からの復旧作業などの対応に追われていた状況であったことから、地域まちづくり協議会の設置まで至らなかった。									
52	●地域まちづくり協議会の運営支援	地域まちづくり協議会の円滑な運営と市との連携体制を確保するため、各協議会との連絡調整や運営補助などを担当する市職員等を配置します。また、協議会の運営や事業の実施に対して、地域まちづくり協議会補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。	市民活動支援課	・職員配置方法の検討 ・補助金の交付	地域まちづくり協議会の設立に向け、各地域への訪問や設立後における市の支援体制等について検討を行ったが、2019年度において当協議会を設立した地域が無かったため、補助金交付までには至らなかった。	2.遅延あり	地域まちづくり協議会の運営支援組織数（延べ組織数）	1	0	2.未達成	台風１５号・１９号及び大雨による被害の影響により予定していた地区への座談会が中止になったことをはじめ、市内全域において各区長を中心に台風被害からの復旧作業などの対応に追われていた状況であったことから、地域まちづくり協議会の設置まで至らなかった。							※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
53	協働事業提案制度の活用	少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、複雑化・多様化している地域課題や市民ニーズに対応するため、市民活動団体等から事業を募る協働事業提案制度を運用します。また、市ホームページ等で協働事業の実施事例を紹介するなど、制度の周知と活性化を図ります。	市民活動支援課／各部署	・提案制度の運用 ・ＨＰ等による事例紹介	市広報紙やホームページにて、協働事業提案制度に係る取組み事例の紹介や、2020年度に実施する事業を募集したところ、４件（継続事業3件、新規事業1件）の応募があり、内容を審査した結果、全ての提案事業を採択した。	1.計画どおり	協働事業提案制度の実施件数（延べ件数）	17	17	1.達成	令和元年度に実施された提案事業は、継続事業の4件で現状維持であった。引き続き、市広報紙やホームページにて協働事業提案制度に関する周知を図るとともに、市民活動団体等に対して本制度の活用について個別に周知活動を行っていく。									
54	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、協定等を締結した協力事業者、関係機関・団体等が日常の生活や業務などにおいて、地域の高齢者に対する「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課	・事業者の普及啓発 ・協力事業者・関係団体等拡大	市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市政協力員会議等により事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。	1.計画どおり	協定等を締結した協力事業者・関係団体数（延べ団体数）	60	65	1.達成	商工会を通じて、商工会登録事業所へ事業周知を行ったことにより、目標値を上回る６５事業所の登録となった。	事業の周知回数（回）	3	3	1.達成	市広報紙やホームページに加え、商工会登録事業所に対し直接働きかけたことにより、新規登録事業所の獲得に努めた。				
55	一人暮らし高齢者宅防火診断	防火思想の普及と被害の軽減を図るため、関係機関と協力し、一人暮らしの高齢者に通知をして防火診断を実施します。	消防本部予防課	・一人暮らし高齢者宅防火診断	電気・ガス事業者の協力を得て、一人暮らしの高齢者（７０歳以上）宅を訪問し、専門的な目から器具の点検を実施した。また、高齢者の火災からの逃げ遅れを未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置の意義を説明し、女性消防団員と共に火災予防の啓発に努めた。なお、令和２年３月４日（水）に今年度２回目の訪問を予定している。	1.計画どおり	火災予防運動期間中の一人暮らしの高齢者宅訪問回数（回）	2	2	1.達成	年２回の実施計画により、Ｒ１年１１月１３日（水）に訪問、Ｒ２年３月４日（水）に訪問予定であり、目標値の達成見込みである。									
56	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、顔の見える関係の構築等、関係者間の連携の推進に向けた土台づくりや、在宅医療と介護の一体的な提供体制の整備を進めます。	高齢者支援課	・在宅医療・介護連携推進協議会、多職種協働研修の開催 ・市民への普及啓発 ・医療・介護連携支援相談窓口の運営	医療・介護関係者による推進協議会を３回開催し、医療・介護連携に係る協議を行った。また、多職種協働研修を４回開催し、顔の見える関係づくりに努めた。さらに、市民への普及啓発のための講演会を２回実施し、住み慣れた地域でいきいきと生活することや、また住み慣れた地域で最期を迎えることをテーマにして啓発を行った。医療・介護連携支援相談窓口については、適宜医師会と連携し、運営を行った。	1.計画どおり	多職種協働研修会の開催数（回）	4	4	1.達成	計画通り、年間4回開催した。									
57	●在住外国人の生活支援等の推進	市内在住の外国人は年々増加しており、今後も外国人労働者や永住者の増加が見込まれるため、外国人が安心して暮らせるよう関係団体等と連携を図りながら、コミュニティ支援（学校・地域コミュニティ等）や生活支援（言語・相談・医療・防災等）に取り組むとともに、多文化共生に対する理解の	市民活動支援課	第２次国際化基本方針の策定	多文化共生のまちづくりを目指し、第２次袖ケ浦市国際化基本方針を策定した。また、国際交流協会と連携し、外国人住民と日本人住民との交流イベントを開催したとともに、当協会による日本語教室の運営支援を行うなど、国際交流活動を推進した。		日本語教室の開催支援回数（回）	44	44	1.達成	国際交流協会等と連携し、外国人住民への支援を行うことが出来た。									

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
58	市内一斉清掃事業	市内一斉清掃と臨海地区清掃を実施することにより、ふれあいのあるごみのない住環境の整備と住民の美化意識の高揚を図ります。	環境管理課	・市内一斉清掃（2回/年）の実施 ・臨海地区清掃（4回/年）の実施	市民との協働により、年２回（５月、１１月）の市内一斉清掃を実施し、散乱ごみ等の収集と側溝等の清掃を行った。 また、企業との協働により、年４回（６月、９月、１１月、２月）の臨海地区清掃を実施し、散乱ごみ等の収集を行った。	1.計画どおり	市内一斉清掃実施回数（回）	2	2	1.達成	市民との協働により、年２回の市内一斉清掃を実施した。	臨海地区清掃実施回数（回）	4	4	1.達成	企業との協働により、年４回の臨海地区清掃を実施した。				
59	●まちの美化推進事業	空き缶等のポイ捨て防止等について、市民参加による地域の環境美化の促進と美化意識の向上を図ることで、美しい街づくりを目指します。また、市民や来訪者に愛される街並みを確保するため、各種イベントを活用した啓発活動の実施や、ポイ捨てごみの多い箇所を対象に大型啓発看板を設置し、その効果を環境美化推進員と連携して検証するなど事業の充実を図ります。	環境管理課	・環境美化推進員による巡回報告及び散乱ごみの収集 ・市民による駅前ポイ捨て防止啓発活動 ・清掃ボランティアへの支援	・毎月提出される環境美化推進員からの巡回報告をもとに、委託による散乱ごみの収集を行った。 ・市民と協力して、駅周辺の散乱ごみを収集しながら、ポイ捨て防止を呼び掛ける啓発活動を行った。 （袖ケ浦駅周辺　７月９日実施　、　長浦駅周辺　１０月１日実施） ・清掃ボランティアへのごみ袋の配布や収集したごみの受け入れを行った。	1.計画どおり	巡回・収集回数（回）	12	12	1.達成	環境美化推進員から提出される毎月の巡回報告をもとに、散乱ごみの収集を行った。	駅前啓発活動回数（回）	2	2	1.達成	市民による駅前ポイ捨て防止啓発活動を行った。 （袖ケ浦駅周辺　７月９日実施　、　長浦駅周辺　１０月１日実施）		※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
60	資源回収活動	市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの減量化と資源化を促進し、循環型社会を構築するため、資源の回収活動を実施した自治会や団体等に対して助成金を交付します。また、活動団体を増やすために広報等でＰＲを実施します。	廃棄物対策課	・資源回収活動団体（自治会・団体）への助成 ・新規の自治会や団体を増やすためのＰＲを実施	・資源回収活動に参加した114自治会、18団体（見込値）に対し、資源回収量に応じて助成金を交付した。 ・ホームページにて資源回収活動に関する事業概要や募集を図った。	1.計画どおり	自治会回収数（地区）	115	114	2.未達成	ホームページにて資源回収活動（自治会）に関する事業概要や募集を図ったが、新たな参加自治会の登録はなく、今年度の実績値は114自治会となり、目標値の115自治会とならなかったため未達成となった。	団体回収数（団体）	18	18	1.達成	ホームページにて資源回収活動（団体）に関する事業概要や申請手続きについて掲載し、今年度の実績値は18団体（見込値）となり、目標値の18団体を達成した。				
61	景観まちづくり推進団体の認定	多面的な景観まちづくりを推進するため、一定の要件を満たす市民団体を景観まちづくり推進団体として認定し、情報の提供、技術的な支援や助言などを行うとともに、活動内容を広く周知することで、団体同士の交流や連携を促進します。	都市整備課	・年2回広報にて団体募集 ・HPにて認定された団体のPR	・広報令和元年６月１日号、令和２年２月１日号にて、景観まちづくり推進団体の募集を行った。 ・HPにて、景観まちづくり推進団体のPRを行った。	1.計画どおり	景観まちづくり推進団体に認定されている団体数（延べ団体数）	8	8	1.達成	市の広報紙、HPにて景観まちづくり推進団体の募集、PRを行うなど、新規団体の募集、認定団体数の維持に努め、認定団体数を維持することができた。									
62	違反広告物除却活動の推進団体制度	まちの良好な景観の形成と風致の維持を図るため、美観や通行の安全を阻害している道路上のはり紙、はり札、立看板等の違反広告物について、自発的に除却活動を行う団体を市が認定し、用具の貸与等の支援を行います。	都市整備課	・除却活動の講習会実施 ・年1回、広報にて除却活動推進団体の募集 ・各団体の継続認定事務	・令和元年１１月７,８,９日に違反広告物除却活動講習会を実施し、１２名の参加があった。 ・広報令和元年７月１５日号、令和２年２月１日号、HPにて、除却活動推進団体を募集を行った。 ・既存団体の継続認定事務を実施した。	1.計画どおり	違反広告物除却活動推進団体に認定されている団体数（延べ団体数）	8	8	1.達成	市の広報紙、HPにて新たな登録団体の募集を実施し、違反広告物除却活動講習会を開催した。 また、既存団体の継続認定事務を適切に行い、認定団体数の現状維持をした。									
63	道路アダプトプログラム	道路の清掃や除草などを行う市民団体等に対し、草刈り機の燃料等を支給し活動を支援することで、市民参加による道路の美化活動を行い、道路愛護と協働のまちづくりを推進する。	土木管理課	・参加団体への支援 ・道路アダプトプログラム制度の周知・PR	・道路の清掃や除草などを行う市民団体等に対し、草刈り機の燃料等を適正に支給することで、市民参加による道路の美化活動が円滑かつ効果的に行われるように支援した。 ・参加団体を増やすために、市ホームページ、広報そでがうらおよび年度初めの市政協力員会議での説明等により、周知、PRを行った。	1.計画どおり	参加団体数（延べ団体数）	6	8	1.達成	市の広報紙、HPおよび年度初めの市政協力員会議での説明等により、周知、PRを行い、昨年度の参加団体４団体から８団体へ参加団体を増やした。									
64	公園の美化活動	身近な公共空間である公園と緑地の美化を推進し、市民意識の向上を図るとともに清潔で安全な公共空間を創出するため、市民と市、指定管理者が一体となって、公園の美化活動や緑化活動を推進します。	都市整備課	・協力団体への支援及び新規協力団体募集活動	既存団体への支援に関しては、計画通り実施できた。 しかし、新規団体の募集活動については、市政協力員会議及びホームページでの募集活動に加えて計画していた個別の募集活動が台風等による甚大な被害を受けたことにより、実施できなかった。	3.変更あり	公園等の美化活動参加団体数（延べ団体数）	36	36	1.達成	今年度については、既存団体への支援を継続的に行うことにより現状値を維持され、目標を達成することができた。今後は益々高齢化が進行することから団体数を増加させることが困難となることが想定されるが、自治会等への働きかけを継続的に行うことにより、協力団体数の増加を目指していきたい。									

※「実施状況」の区分 ： 1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分 ： 1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他

議題（2）資料

2019年度　協働のまちづくり推進計画（実行計画）取組み事業一覧

【2019年度実施見込　※2020年１月末調査】

No.	事業名	事業の目的と内容	市担当課等	2019年度（令和元年度）															
				事業計画	実施内容	実施状況	達成目標①					達成目標②					総合評価			
							指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	指標の内容	目標値	実績値	達成状況	実績値に対する評価等	1次評価	事業の目的に対する成果等	2次評価	事業の目的に対する成果等
65	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	農林振興課	・農用地、水路、農道等の保全活動	市内１６組織が各地区にて農用地、水路、農道等の保全活動を実施し、地域資源の適切な維持管理に努めた。	1.計画どおり	活動面積（ヘクタール）	950	950	1.達成	各活動組織により、適切な農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理が進められた。									
66	田園空間施設維持管理事業への補助	市民に親しまれる景観の優れた道路となるように、広域農道（フラワーライン）において地元区等が歩道路肩部への草花の植栽を行うなど、田園空間施設の維持管理活動を支援します。また、広域農道沿いの二級河川浮戸川（県管理）堤防の除草についても、地元区により実施します。	農林振興課	・植栽7地区（5,100m） ・草刈6地区（4,330m）	・広域農道(フラワーライン)の袖ケ浦高校から岩井地先(約５．１km)の植栽を７区(神納東区、飯富区、下新田区、三ツ作区、大曽根区、勝区、岩井区)に依頼し、ポピー、ひまわり、コスモス等を植栽して沿道の環境美化に努めた。 ・浮戸川沿い飯富地先から岩井地先(約４．３km)の草刈りを６区(飯富区、下新田区、三ツ作区、大曽根区、勝区、岩井区)に委託し、年間２回以上行い河川用地の適正な維持管理に努めた。	1.計画どおり	植栽を行う地区の数（延べ地区数）	7	7	1.達成	植栽作業は計画通り実施できたが、台風被害によりコスモスの開花が７割程度であった。	草刈を行う地区の数（地区）	6	6	1.達成	６地区の草刈りが計画通り春と秋に実施できたため、一年を通じて河川用地の適正な維持管理ができた。		※令和元年度終了後に、総合評価を実施するため、現時点では空欄となっております。		
67	水と緑の里整備事業	椎の森自然環境保全緑地の荒廃を防ぎ、生物の多様性の確保など環境を保全するとともに、市民が身近な自然と触れ合える場をつくるため、「水と緑の里」として協働により整備することで、市民等のボランティアが参加し、活動する場とします。	環境管理課	・下草刈り・散策道整備等の実施	椎の森自然環境保全緑地において、ボランティアにより月２回の整備作業を実施した（雨天中止２回）	1.計画どおり	しいのもりボランティアによる、年間の草刈り等の維持管理の回数（回）	18	20	1.達成	目標回数以上の整備作業を実施したことにより、緑地の保全が図られた。									
68	協働のまちづくり推進委員会	本計画の策定や見直し、運用等を市民参画の下で行っていくため、協働のまちづくり推進委員会を運営し、その意見等の反映に努めるものとします。	市民活動支援課	・推進委員会の運営	協働のまちづくり推進委員会を開催し、2019年3月に策定した「協働のまちづくり推進計画」における2019年度の進捗状況について報告した。	1.計画どおり	協働のまちづくり推進委員会の開催回数（回） ※計画期間：2019～2023年度	1	1	1.達成	2019年度は、「協働のまちづくり推進計画」の取組に係る初年度であるため進捗状況について報告したが、次年度以降については、中間報告及び実績報告を行うため年２開催する予定。									
69	●地域コミュニティに関する市民意識調査	地域コミュニティの現状と課題を整理し、市民の意見等を適切に次期計画に反映させるため、自治会や市民活動等に関する意識調査を実施します。	市民活動支援課	-	まちづくり推進計画の改定時期に合わせ、５年毎に市民意識調査を実施するため、今年度の取組は無かったものである。	5.その他	市民意識調査の実施回数（回）	-	-	4.その他	まちづくり推進計画の改定時期に合わせ、５年毎に市民意識調査を実施するため、今年度の取組は無かったものである。									
70	協働のまちづくり推進本部	市の施策分野を横断して協働のまちづくりに取り組むため、協働のまちづくり推進本部と推進部会を運営し、計画の進捗管理や各部局における取組み状況の検証、必要となる施策の検討、総合調整等を行うとともに、庁内における共通認識を図ります。	市民活動支援課／各部署	・推進本部の運営	2019年度は、「協働のまちづくり推進計画」の取組に係る初年度であるため、取組み状況の検証を行うことが出来ないことや、計画内容に大きな変更事案が生じなかったことから、推進本部を開催しなかったものである。	3.変更あり	協働のまちづくり推進本部の開催回数（回） ※計画期間：2019～2023年度	1	0	4.その他	2019年度は、「協働のまちづくり推進計画」の取組に係る初年度であり、計画内容の変更等が無かったため、推進本部を開催しなかったものである。なお、次年度以降は、実績報告などを行い、本計画を総合的かつ計画的に推進していく。									
71	市職員の協働研修	研修を通じて協働に関する理解を深め、必要な知識や技能を習得させることで、地域コミュニティとの協働による事業に積極的に取り組むことができる市職員の育成を図ります。	総務課／各部署	・職員研修の実施	職員のうち未受講者を対象とした市民協働研修を実施した。	1.計画どおり	研修受講者数（人）	80	43	2.未達成	災害の影響により受講できない職員が多かったため。									

※「実施状況」の区分：1.計画どおり 、2.遅延あり 、3.変更あり 、4.中止 、5.その他　　※「達成状況」の区分：1.達成 、2.未達成 、3.変更 、4.その他